
出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	中山 政喜 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 事	佐山 亨

議事日程 (第2号)

平成27年9月8日(火曜日) 午前9時30分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(1) 佐々木 裕子 議員

(2) 白 内 恵美子 議員

(3) 佐々木 守 議員

(4) 秋 本 好 則 議員

(5) 広 沢 真 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番我妻弘国君、17番星吉郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） おはようございます。

7番佐々木裕子、大綱2問質問いたします。

1、足元の明かりで安全確保とおもてなしを。

今年度、町は重点施策として元気なまち創造プロジェクトを掲げ、魅力的なルートの整備や景観づくり、交流エリアの整備、地域資源を活用した特産品開発の支援などの施策も含め、各事業に取り組み、整備を進めています。

来年は、柴田町にとって町制施行60年の節目の年であり、しばた千桜橋のグランドオープンのほか、これから始まる船岡平和観音像修復も加え、新たな1ページを飾るにふさわしい記念すべき年になるものと思っています。

また、船岡城址公園では、秋から冬にかけて次々とイベントが開催予定であることから、多く

の観光客の皆様においでいただけるものと思っております。

柴田町役場庁舎前から船岡城址公園までの道路、歩道は、観光のメイン道路であり、通学路、生活道路、そして散歩コースとして大変利用されています。平成24年6月の定例会で、私はこの道路へのLED防犯灯や街路灯設置について質問しました。「夜、実際歩いてみて、どのあたりに電球が必要か、必ず必要なか歩いてみたいと思います」との商工観光課長の答弁により、後日一緒に夜道を歩き、船岡城址公園やその周辺を見て回りました。その結果、電球切れや古くなったもの、枝に隠れ明かりの働きをしていないもの、また、山頂までの参道、北側の登り口、そして船岡城址公園から庁舎までの歩道の暗さなど、問題点がわかりました。

その後、24年12月の定例会でもう一度質問し、結果、横町通りの電柱等については早々にLEDに交換していただきました。ただ、残念なことにこの明かりは歩道には届かず、足元が暗いままです。

歩道部分については、「今までの照明灯ではなく、足元に灯籠というものを設置します。新たなこの明かりの仕方がずっと船岡城址公園までつなげることも私の頭の中にあります」との町長答弁をいただいております。また、まちづくり政策課長は「フットライトというイメージで考えているが、地域のコンセンサス、町のコンセンサスを得ながら、景観も重要な要素になるので、今後の議論を深めていきたい」と答弁をしております。

そこで、皆様の安全安心、そして、おもてなしの心を含め、その後の進捗状況を伺います。

2、船岡公民館前丁字路の安全確保は。

これも以前質問しておりますが、船岡公民館前の丁字路は右折時に見通しが悪く、これまでたびたび衝突事故が起きています。船岡小学校にも面し、通学路や生活道路であり、利用者も多く、これまで子供たちや住民が巻き込まれなかったことが幸いです。

平成25年2月の定例会で、町長は「カーブミラーを設置するだけではなく、路面表示による車両の誘導などが必要で、車両の安全確保のため、現在設置されている一時停止や横断歩道の位置の変更など、大河原警察署や県道管理者との協議が必要になります。関係機関との協議の中で、道路利用者の安全確保に最も有効な改善対策について、カーブミラーの設置も含め検討し、協議が整いましたら安全施設の設置をしてまいります」と答弁をいただいております。

そこで、現在どのような進捗状況にあるのかお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員の大綱2問ございました。

まず、1問目でございます。

船岡城址公園は、植栽会やコミュニティガーデン花の丘柴田など、町民との協働による公園づくりにより、春の桜、夏のアジサイ、秋のマンジュシャゲや菊を中心に、四季を通して花を楽しめる公園になりました。また、しばた千桜橋の建設、園路や案内板、トイレなどの整備も含め、多くのにぎわいを創出する拠点づくりを行ってきたところです。その結果、周知のとおり多くの方々が船岡城址公園を訪れ、観光物産交流館の売り上げも前年比16%の伸びとなっております。

さて、佐々木議員に答弁してきた船岡城址公園までの歩道の照明については、船岡城址公園に上るたびに気にかけておりますが、これまでは船岡城址公園の観光地としての魅力を定着化させるための整備事業を優先して行ってきておりました。来年度、原田甲斐・柴田外記周辺の歴史文化ゾーンの整備にめどが立った以降は、防犯灯の設置についてもすぐに着手したいと思っております。しかし、防犯灯については現在は年次計画のもとに、小学校周辺区域を集中的にLED化を進めているところですが、まだまだ地域の要望にも応じられていない状況にあります。このため、船岡城址公園までの歩道の照明については、もう少し時間をいただきたいと思っております。

2問目、カーブミラーの関係でございます。

議員ご指摘の柴田町公民館前の丁字交差点への交通安全施設設置について、機会あるごとに大河原警察署と県道の道路管理者である大河原土木事務所と協議してまいりました。

まず、公安委員会の考えとしては、信号機設置の可能性については、近くの交差点に信号機があることや、道路の構造、交通状況などから設置できないとのことでした。

次に、カーブミラーの設置についてですが、柴田町公民館前の丁字交差点は町道と県道の交差角度が鋭角なため、カーブミラー設置による効果的な安全確保は難しいとのことでした。町道から県道へ進入する際は、目視による安全確認が何より重要であるとの指摘を受けたところでございます。

また、カーブミラーの設置とは別に、県道に進入する車両の右折左折時の安全性を高めるため、町道と県道の接合部に車両を誘導するためのゼブラゾーンの設置もあわせて検討してきておりました。しかし、大型車両の左折において一部安全に支障が生じることも懸念されるため、ゼブラゾーンの設置も難しいとのことご指摘をいただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

今後どのような対策が可能なのか、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） きょうは設置いただけるという、そういうお答えをお待ちしていたんですけども、残念ながらそういう答えではございませんでしたが、原田甲斐・柴田外記のそういう整備を行った後とおっしゃいましたので、それでは検討で結構でございますので、いつごろになるかその辺、ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今現在答弁で申し上げましたように、町内における子供たちの通学路確保というような形で今防犯灯を線につなぐような形でLED化を進めております。あと1年、2年はかかるというような前提でおります。そういうような時間的な経過を踏まえた中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、実際的に役場前から館山までの歩道については、防犯灯というような関係の考え方ではなく、その辺についてはやはりまちづくりの一つのコンセプトにある誘導的な、そういうようなものの考え方が必要なのかなというふうに考えておりますので、その辺も前回答弁申し上げましたように防犯灯という考え方ではない中の安全確保という観点が必要かというふうな考え方も持っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 観光客の方が平成27年度の桜まつりにおいでいただいたときに、何人かにお伺いしましたところ、夜来た方に聞いたものですから、駅から公園に来るまでの道がよくわからない、そういう意見を頂戴いたしました。また、散歩コースとなっておりますので、夜暗くなってから歩く方々がたくさんいらっしゃるんです。そういう方々のためにも、やっぱり観光客のためには誘導灯、散歩する方々、また利用される方、そういう方々には足元の照明として、そういうことを考えておりました。そこで、電気線をつないでと先ほどおっしゃいましたけれども、機种的にはどのようなものをお考えなのかちょっとお伺いしてよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今現在、頭には思いつきません。というのは、やはりそういうようなものをどのような形で設置するかというような、ただ行政だけで進められるものでもないですし、やはり地域の要望というか、その環境に合ったものも地域の皆さんと話をしながら、適正に判断させていただきたいと思ひまして、こういう形ということはまだ想定は

しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 地域の方々に相談するのも必要ですけれども、これは町全体のことだ
と思うんです。観光客を迎えるに当たり、やっぱりその場所に行くまでの誘導というの
も必要だ
と思うんです。そういう誘導がうまくなされていることで、やっぱり皆様方の足元の安全確
保もできると思うんです。その辺をどのようにお考えになりますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） ことしの後期基本計画の中での一つのテーマで、4年間
の政策目標の中に魅力的なルートの整備や景観づくりというふうなテーマで事業を執行する計
画を今進めております。やはり景観づくりというのは地域性も加味してというような考え方が
ありますので、町全体としても必要でしょうけれども、やっぱりその地域の景観というの
も守
る必要があるんだろうと、そういうようなことを踏まえた中で今後議論をしていきたいとい
う
ふうに考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、今1年後、2年後とかという形で考えているとおっしゃ
い
ましたけれども、その2年後に役場の庁舎前だけではなく、やっぱり別なルートも、船岡城址
公
園に行くまでにいろいろなルートがございますけれども、これからフットパスを行う上で町
が
そういうフットパスで歩いていただく方々のためにもルートの誘導というもので考えるこ
と
はできないものでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 一つの政策の中では可能かというふうに思います。た
だ、フットパスにおいてはありのままのものを現実的には使って、生かしながら、それを交流
の
一つのツールにするというか道具にするという、そういうコンセプトもありますので、全て
に
おいてそういうような誘導的などころの統一を図るというような考え方で今進めているとこ
ろ
ではございません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 先ほど機種ということでお話ししましたけれども、今一般家庭でも随
分
ソーラーを使った明かり、照明器具、足元を照らすそういう器具が出ております。そういう
器
具であれば、そんなにお金もかからずにできるのではないかと私は考えているんですけれ
ど
も、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 照明灯の問題が指摘されておりますが、まずは照明灯でやらなければならないのは佐々木議員からもご指摘がありますように船岡城址公園内の、せっかくつくった公園内の園路です。これを安全に夜でも通行できるようにというのが第1番目の問題ではないかということで、実は今樅ノ木からしばた千桜橋に行く、名称はつづら坂と言っておりますが、あの電灯については一般の電気屋から寄附をいただいて仮設をしております。ちょっと危険なので、あれをまずしなければならぬ。それから、山頂からおりてくるところ、これもスロープカーがとまった後には真っ暗で危険、これも議会からの指摘がございます。まずは公園内、順調に整備をしております、先ほど申したように原田甲斐・柴田外記のあの周辺を整備すればおおむね整備が終わりますので、次には公園内の照明、そして次の段階としてやはり商店街に誘導する意味でも照明灯自体に何か魅力のあるもの、普通の防犯灯ではない考え方が必要ではないかというふうに思っております。ここからは町長の個人的な考えでございますが、あんどん型、石の中に埋め込まれた灯籠型の明かりが必要ではないかと、できたらそういうものにしたいという思いはございます。ただ、船岡銀座通りで石で歩道をつくったんですが、あれにドアをぶつけたというようなご指摘があって撤去した経緯もございますので、やはり役場から船岡城址公園までの観光としての照明灯のあり方については、毎日の生活との兼ね合いもありますので、やはり住民の意見も十分聞いて、そして私の言葉で言うとはいから遊歩道は次の段階で整備したいという思いはございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） わかりました。今、山頂からおりてくる参道も整備していただくということでしたので、ここは2年ぐらい待つことにいたします。素晴らしいものができるよう期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目にまいります。

先ほどの答弁では、結局は何もできないというようなことで、そういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 関係機関と色々な形で話を進めてきました。そうすることによって一つ一つの課題が出てきて、それを解決する手だてが本当に今のところないというような状況です。特にここの交差する地形的なところがやっぱりかなり変質というか異常だというような認識の中で警察ともども認定はしているんですが、なかなかその解決策は具体

的にこうすればいいというのが現実的には見つからないというのが今の現状でした。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 今あそこには停止線も路面表示も何もない状態なんですけれども、やっぱり誘導の表示ですか、そういうものも書くことができないということで受けとめてよろしいわけですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 町長答弁でお話したような形で、本当に何も今のところ手を打つことができないというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、一時停止の線とかそういう標識ぐらいはどうなんでしょう。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 県道に面しているところに横断歩道があります。その横断歩道をどのような形で今度移動させるか、そういうような問題も出てくるものですから、簡単に一時停止のラインを引くということだけでは解決しないということもわかりました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ことしに入ってから、子供たちの列に車が突っ込むという衝突事故、そういう事故が数件起きております。宮城県内ではございませんけれども、そういう事故を考えますと、ちょうど子供たちが通学で帰宅するときに通るとか、あと学校に行くために通るとか、車の交通量が物すごく多いわけです。それで、町としては今後どのように何か対策というものを考えていく方向でいるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） やはり危険というようなことと、交差点近いという、看板で事前に予防を啓発する以外にないのかというふうには今のところ考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） これ以上質問しても押し問答みたいな形にはなるんでしょうけれども、あそこは今までは子供たち、見守り隊の方々に見守られていることから、事故もなく過ごしてこられたのかと私は思っております。感謝もしているところでございますけれども、そういう方々に今後もやっぱりお願いするほかないのかと、今思っている状況でございますけれども、町においてもやはり子供たちの安全を、そして車を運転する側の方の安全も確保する上

で、何かそういうふうにして、早目に対処していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて7番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、15番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） おはようございます。

15番白内恵美子です。4問質問いたします。

1、視覚障がい者支援の充実を。

宮城県視覚障害者福祉協会の平成27年度事業計画には、関係諸団体との連絡・調整及び協議に関する事業の中に、「県内に9ある地域団体の視覚障害者福祉協会と連携するとともに、その活動を支援する」とあります。仙南地域で視覚障害者福祉協会が設置されているのは角田市と丸森町だけです。柴田町には設置されていないことから、町内の視覚障がい者は県からの情報提供や支援を十分に受けることができない状況です。

7月30日に県視覚障害者福祉協会主催の「視覚障害者情報交流会 in 柴田」が地域福祉センターで開催されました。この交流会をきっかけに、柴田町の視覚障がい者支援が充実することを願い、質問・提案します。

- 1) 現在、視覚障がい者に対して町が行っている支援は。
- 2) 7月30日開催の情報交流会の参加者数と、参加者からの意見・要望は。
- 3) 町内で県視覚障害者情報センターを活用している人数と割合は。
- 4) ガイドヘルパーを利用している人数は。
- 5) 県視覚障害者情報センターでは、視覚障害を理解するための出前講座を実施しています。住民を対象に開催することを提案します。
- 6) 視覚障がい者から新聞の対面朗読を望む声が出ていることから、町民を対象に対面朗読の手法を学ぶ研修会を開催することを提案します。
- 7) 柴田町に視覚障害者福祉協会を設置することを提案します。
- 8) 同行援護従業者養成講座の受講を促すため、町民が受講する際は受講料を町が補助することを提案します。

2、いじめは教育委員会が早急に対処を。

昨年秋に、仙台市立中学1年の男子生徒がいじめを苦に自殺するという痛ましい事件が起きました。保護者は学校に6回相談しましたが、校長は全容を把握できず、組織的な対応がおく

れ、市教育委員会は学校から連絡がなかったと話しているとのこと。

いじめは命の危険を伴うことから、いじめが起きた場合には早急に的確な対処が求められます。しかし、学校現場は日々の業務に追われ多忙であることから、学校が組織としていじめに取り組むまでには時間がかかってしまいます。そこで、いじめを受けている本人や家族からの相談を最初の段階から教育委員会が受けることはできないでしょうか。

柴田町では、いじめ問題対策連絡協議会等条例が平成27年7月1日に施行され、いじめ問題専門委員会を置くこととなりました。この委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの重大事態に係る事項を調査審議、答申、意見を具申するとしています。いじめを受けた本人や家族が教育委員会へ相談するというルールをつくり、重大事態に陥る前にいじめ問題専門委員会が調査に入ることを提案します。

3、放課後児童支援員認定研修への対応は。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が実施され、放課後児童クラブの指導員に放課後児童支援員という新しい専門資格が創設されました。資格取得のための研修は県が実施することとなっていますが、今年度の状況について伺います。

1) 認定研修の募集はどのように行われたのでしょうか。

2) 町内では認定研修に何人申し込んだのでしょうか。

3) 新制度では放課後児童クラブに2人以上の配置が義務づけられましたが、今後の資格取得の計画は。

4) 将来的には児童クラブで働く非正規を含めた職員全員が資格を取得すべきではないでしょうか。

5) 保育士や教師等の資格を有していない人が資格を取得した場合は、待遇改善につながるのでしょうか。

4、計画どおりに学校図書館司書の全校配置を。

7月16日、中央教育審議会の初等中等教育分科会「チームとしての学校・教職員のあり方に関する作業部会」は、チームとしての学校のあり方と今後の改善方策についての中間まとめを公表しました。この中に、学校司書について次のような記述があります。

成果と課題等として、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教職員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書の配置の充実を進める必要がある。さらに、学校司書については、学校図書館法の一部を改正する法律において、その専門性を確保するため、資格・養成のあり方等について検討を進めるとともに、研修の充実等必要な措置

を講ずることとされた」、また、改善方策として「国、教育委員会は資格・養成のあり方の検討や研修の実施など、学校司書の専門性を確保する方策を検討・実施するとともに、その配置の充実を図る」とあります。

このように、学校司書の重要性は中央教育審議会が認めるところであり、各自治体の教育委員会は司書の配置の充実を図ることが求められています。

8月24日に、「学校図書館を考える会みやぎ」のメンバーが船岡小学校と船岡中学校の図書館を視察に訪れ、柴田町の学校司書や町図書館職員との意見交換も行われました。考える会の方からは、司書の取り組む姿勢のすばらしさと、町図書館が学校図書館の支援を行い環境整備が進んでいること、すっきりしたよい図書館であるとのうれしい評価をいただきました。町図書館との連携が進んだことと司書の巡回により、学校図書館の運営は目標の第一段階に到達できたと考えます。これまでの関係者の努力を高く評価いたします。

さて、次の段階は授業に役立つ図書館、学校行事を支援する図書館、いつでも利用でき子供の居場所となる図書館です。そのためには、司書が常駐すること、司書の全校配置がぜひとも必要です。現在は、小中学校9校を4名の学校司書が巡回しています。しかし、平成26年5月の文教厚生常任委員会において、前年度の指摘事項である「全校に司書の配置を検討すること」に対し、「平成26年度に3名、27年度に5名、28年度に7名、29年度に9名とし全校配置する」と回答していることから、今年度は計画より1名減となっている状況です。

そこで、町内学校図書館のさらなる充実を願い、2点提案します。

1) 学校司書は当初の計画どおり平成28年度に7名とし、29年度には全校に配置することを提案します。

2) 学校司書の研修が重要であることから、先進地の見学や外部の研修会に参加できるよう配慮することと、町内においても効果的な研修を定期的に行うことを提案します。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、3問目、町長、2問目、4問目、教育長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） まず1問目、視覚障がい者支援の充実をということで8項目ございました。随時お答えをいたします。

本町には平成27年3月31日現在、視覚障がい者で障害者手帳をお持ちの方は91名おります。

本町の視覚障がい者への支援としては、障害福祉サービスとして移動が困難な方に外出時に

同行して移動の支援を行う同行援護サービスなどがあります。地域生活支援事業として、拡大読書器や盲人用時計などの日常生活用具給付事業がございます。また、身体機能を補うための盲人用つえや眼鏡などの補装具の給付事業がございます。そのほか、身体障害者手帳を持っている方への心身障害者医療費助成があります。

2点目、平成27年7月30日、県視覚障害者情報センターと柴田町の共催により研修会と交流会形式による柴田町視覚障がい者情報交流会を開催しました。当日の参加者数は町外者も含め32名でした。

交流会における意見・要望については、「できないことだけを考えるのではなく、できることを考えるべきである」「途中で視覚障害になった方は、気持ちを前向きにすることが大事である」という意見や、洗濯機や冷蔵庫の使い方についての質問に対し、実践されている参加者から、便利な仕分け方についてのアドバイスもありました。また、「視覚障がい者の当事者の会があったほうがいい」という意見もありました。

3点目、県視覚障害者情報センターは、宮城県が設置する視覚障害者情報提供施設です。点字図書や録音図書の貸し出し、視覚情報センターだよりの提供や情報機器の操作体験などの支援を行っています。

平成27年8月末現在、町民の同センター登録者は13人、視覚障害者手帳所持者のセンター登録割合は14%でございます。

4点目、平成26年度障害福祉サービスの同行援護サービスを利用した方は、4人でございます。

5点目、県視覚障害者情報センターでは、視覚障害の基礎知識や視覚障がい者とのかかわり方、県視覚障害者情報センターの活用方法などをテーマにした出前講座を実施しています。本町における開催につきましては、同センターと日程調整を行い、住民対象の出前講座を開催していきます。

6点目、視覚障がい者に対する新聞朗読を実施している県内の公的機関は、宮城県図書館と県視覚障害者情報センターがあります。県図書館では、新聞等の電話による音訳サービスを実施しています。県視覚障害者情報センターでは、施設内にて対面で新聞等を音訳するサービスを実施しています。

本町における新聞の対面朗読の研修会については、関係機関と連携を図りながら、開催する方向で進めてまいります。

7点目、角田・丸森視覚障害者福祉協会は、当事者や支援者が会員となり、生活訓練や移動

研修会などの事業を行う自主的な団体でございます。

視覚障害者福祉協会の設置については、当事者や支援者による自主的な立ち上げが大事でありますので、立ち上げの際には町は側面から支援をまいります。

8点目、同行援護従事者養成講座は、視覚障がい者が移動する際の介助等に必要な知識・技能を有する方の養成を目的とする講座でございます。当養成講座を受講する方の多くは、介護福祉士やホームヘルパー等の有資格者となっております。個人資格取得のための補助については、難しいものと考えております。

○議長（加藤克明君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 大綱2問目のいじめへの早期対応についてです。

議員ご指摘のとおり、いじめはいじめを受けた児童生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。そのため、本町の小中学校では、いじめゼロ運動をスローガンとして掲げて、道徳の授業で命の大切さや望ましい人間関係づくりをテーマにした授業を行ったり、いじめ防止ポスターや標語を作成し、校舎内に掲示するなどして、いじめの未然防止に向け努力しているところです。また、毎月1回のいじめに関するアンケート調査や、随時の個別面談を行ったり、病気による欠席以外の不登校児童生徒に関する情報を共有するなどして、いじめの認知漏れのないように努めているところです。

いじめの相談を最初の段階から教育委員会が受けることについてですが、学校では子供たちや保護者の方々には、いじめに遭った場合の相談窓口として学校の先生方やスクールカウンセラー、教育委員会の教育相談員への相談以外にも、文部科学省や警察、法務局の電話による相談窓口が書いてあるカードを配付し、紹介しています。このいじめの電話相談窓口は、常時子供たちの目に触れるようにするために、拡大コピーするなどして教室や昇降口に掲示するよう各学校にお願いしているところです。

いじめの相談については、最初の段階から相談窓口を教育委員会と限定するのではなく、日ごろから関係機関と連携をとりながら、情報共有体制を構築し、情報がスムーズに教育委員会に届くようにすることを大切にして、教育委員会も含めて複数の相談窓口を情報提供することが大切になると考えます。

また、学校の組織としての迅速な取り組みについては、社会性を身につける途上にある子供たちが集団で活動する場合、どんなにいじめ防止に努力してもいじめは発生するものであるとの考え方に立って、子供や保護者からいじめの申し出があった場合には重く受けとめて、学校

長みずからが当該保護者と向き合い、いじめの状況などについて丁寧に説明することを大切に
して、学校が組織として誠意ある姿勢を示すよう、各学校長にお願いしているところです。今
後もよりよい対処法について検討を重ねて、慎重に対応してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 3 問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 3 問目、放課後児童支援員認定研修でございます。5 項目ほどございま
した。

ご質問の放課後児童支援員認定研修は、平成24年度に制定された子ども・子育て支援法の施
行に合わせて改正された児童福祉法に基づき、放課後児童クラブにかかわる保育士等の必要資
格が義務づけられたものでございます。

第1 点目、募集の関係ですが、募集については県から委託を受けたNPO法人チャイルドラ
インみやぎから、県内の児童クラブへの受講の案内が行われました。本町職員については、8
月下旬に受講申し込みと必要書類の送付をしているところでございます。

2 点目、何人申し込んだかですが、認定研修募集の際に本町の受け入れ人数が4 人までと制
限されましたので、各児童館から1 名ずつ4 名の申し込みをしております。

3 点目と4 点目は関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

資格取得の計画と、非正規職員を含め職員全員が資格を取得すべきではないかということ
ですが、町の正保育士や任期つき保育士のほかにも、臨時職員も含めて全員資格研修を受講す
るように考えています。しかしながら、県内全部の児童クラブ職員が対象となっており、受講す
る保育士が多いことから、町としては今後5 年間の間に毎年4 名ずつ受講する計画としてい
るところでございます。

5 点目、保育士等の資格を有しないで2 年以上放課後児童クラブに勤務した場合には、放課
後児童支援員の資格取得の対象者となるので、資格を有した際には現行の保育士等を参考に賃
金の改定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 4 問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 学校司書の配置についてお答えします。

初めに、学校司書の全ての学校への配置についてです。

本町の小中学校における学校司書については、平成23年度に槻木小学校に1人を配置して以降、順次増員し、平成26年度には3人体制、本年度は4人体制として、小学校6校を3人で、中学校3校を1人で担当しています。

学校司書は、本年4月1日施行の学校図書館法の一部改正により、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に配置するよう努めることや、国及び地方公共団体は学校司書の資質向上を図るため、研修などの実施に努めることなどが定められたところです。また、議員ご指摘の中央教育審議会の初等中等教育分科会作業部会の中間まとめでも、学校司書の配置の充実を図る必要性が求められています。

本町の学校司書の年次ごとの配置計画については、平成26年度の文教厚生常任委員会での回答では、平成26年4月策定の第5次柴田町総合計画に基づき、平成28年度に7人、平成29年度に9人を配置する計画でしたが、本年度策定した平成30年度までの4年間の実施計画では、本年度4人を配置し、次年度から毎年1人を増員して、平成30年度には7人体制とすることとしています。国は、学校司書をおおむね2校に1人程度の配置がなされることを求めており、来年度には基準を満たす見込みでありますことから、町全体の事業のバランスに配慮した計画となるよう変更したものです。

学校司書が全校に配置され、いつでも学校図書館にいることが理想ではございますが、まずは現在の実施計画どおり平成30年度の7人配置の実現に全力を挙げてまいります。

次に、学校司書の研修についてです。

本町では、学校図書館業務の重要性を認識し、学校図書館に従事する職員4人全員が司書の資格を持っています。その専門性を生かして、学校図書館の実情を把握しながら運営並びに子供たちの教育活動に必要な改善及び向上につながるよう支援しています。

また、学校司書の専門的知識及び技能等のスキルアップは不可欠と考えております。研修会に参加した図書館司書が研修内容を報告する場を設けて、研修内容を共有できるようにしています。しかし、研修内容の報告では内容把握に限度がありますので、専門性を確保するための研修の充実を図るため、学校司書を各種研修会等に可能な限り派遣していきたいと考えています。

なお、今回「学校図書館を考える会みやぎ」による船岡小学校と船岡中学校の図書室の見学会を開催していただき、白内議員からも貴重なアドバイスをいただきましたことに感謝申し上げますとともに、学校司書の派遣を通して学校の要望に沿った効果的な支援ができるよう今後とも工夫しながら実践してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

10時35分から再開します。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初に、視覚障がい者支援についてです。

7月30日の交流会は、町内の当事者は何人参加したんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 交流会は15名ほど参加になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 15名の当事者ですね、家族ではなくて。確認です。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 家族もいらっしゃいますし、あと社会福祉協議会とかも参加しておりますので、全て含めて交流会は15名ということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 家族を含めずに、本当に当事者の方は何名参加したんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 当事者の方というのは把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうすると、社会福祉協議会、それから家族も含めて15名。よくて3分の1ぐらいが当事者かと推測するんですが、91名のうちの5名、かなり少ないですね。参加者が少ない原因をどのようにお考えですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 私どもでは、ご案内するときに研修会を先にやりますと、終わってから交流会をいたしましょうということでご案内を出しておりました。実際知っている方はいらっしゃいましたが、残ったというふうに声をかけましたら次がありますのでというこ

とでお帰りになった方もいらっしゃいますので、それぞれご事情があったのかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、研修会のほうは何名参加だったんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 先にやりました研修会は、32名です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 済みません、町内当事者の参加です。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 研修会につきましては、名簿等はとっておりませんので、町内の方が何人いるかということは把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今回初めて移動困難な方に車の手配をしたということだったんですが、利用した方はどのくらいいらしたんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 3名いらっしゃいました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初の交流会で、91名のうち何名かはっきりしないけれども5名ぐらいかと、そのうち3名は町が手配してくれた車を利用して参加。そうすると、こういう交流会なり研修会なり、やはり数多く開催することで今後当事者の会ができてくる、自然にやっぱり自分たちが集まる場所が欲しいということで、当事者の会立ち上げにつながると思うんです。町としてはその方向性はどうか考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 議員おっしゃるとおりだと思います。交流会につきましては、継続をしてまいるという考えでおります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 希望としては、当事者の会ができるまではある程度町が主導して何度も交流会を、1年かけて何回か開いて、その上で当事者の会というふうに持っていけば、実際可能だと思うんです。だから、福祉課がやっぱり力を入れて、91名もいらっしゃいますから、この方々がやはりふだんの生活、いろんなことで支障を来していると思うんですが、県のサービスは結構あるんです、調べると。それをせめて十分に利用できるように持っていく

ことが大切だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） そのように思っております。町のほうではいろんな制度があります。町のお知らせ版のほうに年2回は定期的に載せましょうということで掲載をしております。また、7月30日の交流会のときにはこういった制度があるんですということをスライドで皆さんのほうにお知らせをさせていただいたということで、啓蒙を図っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そういうところに参加する方は本当にいろんなところから情報を得ようとしている方だと思うんですが、情報にたどり着かない方がたくさんいらっしゃると思うんです。ですから、これからその方々にどうやって情報を提供していくか、やはりそれが大事だと思うんです。そうすると、町とすれば例えば全員に案内を出すということは可能ですね、名簿がありますから。そうすると、交流会を開きますから参加してくださいという案内を何回か続けて出すことで、できれば足の手配、車の手配があれば安心して参加する方もいると思うので、そういうふうに持って行っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 町の研修会等につきましては、91名の方に個別通知を差し上げまして、参加を呼びかけております。また、今回はマイクロバスということで準備をさせていただきましたが、視覚障がい者の方ですので、そのような形は継続したいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひ、1回だけじゃなくて定期的に、何度も、本当に1年間何度も開催することによって、当事者の会は自然にできてくると思うんです。柴田町の場合は、当事者と家族だけではなくて、支援するというか、点字の会もできましたし、朗読ボランティアはもう20年以上継続していますから、そういう支援している人たちもいますので、本当に会の立ち上げはそれほど難しくはないかと思うので、ぜひそこは頑張ってもらいたいと思います。

それから、今から高齢化はどんどん進んでいくと思うんですが、視力が低い、視力が狭い、視野の一部が見えにくいなどのロービジョンの方に対しての支援というのも同じように行われているんでしょうか。例えば拡大読書器ですか、これはどのくらい町では持っているものなんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成26年度の実績でございますが、拡大読書器を利用された方は3名いらっしゃいます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 拡大読書器が充実されれば、かなりの方がまだまだご自分の目で読めるということらしいんです。私も読んだだけでわからないんですが、ですからそういう情報もしっかりと流すことで、自分は関係ないと思っている方が拡大読書器を使えば十分ですという方はたくさんいらっしゃると思うんです。だから、手帳を持っている、持っていないにかかわらずかなりロービジョンの方、私も眼鏡を外すと見えないとか、やっぱりそういうところがあると思うので、もっと町としては普及活動に力を入れなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 今回は91名の方に7月30日お越しいただきました。視覚障がい者の方、町のほうで把握している方ということで呼びかけをいたしました。その際、教室の後ろのほうに視覚障害の方の拡大読書器ですとか、さまざまな視覚障害の機器、そういったものも展示をしていただきまして、その業者に来ていただきまして、皆さんに見てもらったということになっております。町内の91名以外の方については私どものほうでは把握はしておりませんので、個別通知を差し上げるということは難しいかとは思っておりますが、そういったことも考えていかなければならないとは考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町内には広報しばたやお知らせ版等の音訳を朗読ボランティアが行っているんですが、作成したテープをほんの一部の視覚障がい者にしか届けることができていません。その原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 広報しばたやお知らせ版などにも朗読ボランティアの活動は載っておりますので、そういうことで拝見していただければと思うのですが、また町のほうでも各種障がい者の方が来たときにはこういう団体がありますということもお話しております。また、さきに白内議員のほうからご提案がありました障がい者団体の会ということも昨年設立いたしました。そういった段階で各団体の活動内容なども団体の方に来ていただきましてPRをしていますので、どんどん広まっていくのではないかというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 幾らお知らせ版に載せても、それを読むことができない方がたくさんいらっしゃるわけです。ですから、どうにかしてお伝えしなければいけないんだろうと思うんです。町とすれば、町の情報を迅速に全ての町民に伝えるということはやはり責任として行わなければならないです。だから、視覚障がい者にはテープでもCDでも何でもやっぱり音訳で伝えることが一番早いのかと思うんですが、そこが十分になされていない。片方ではきちんとテープは毎月つくっているわけです、全ての広報で。月2回集まってやっていますし、例えば議会だより等も読んでいます、中核だよりも読んでいます。そうすると、かなりの量のテープがあるんですが、それがほんの一部の方、会を結成したときに登録してくださった方にしかお伝えできない、渡せない。それは個人情報保護により福祉課から例えばどういう視覚障がい者の方がいらっしゃるかということは教えてもらえないので渡せないわけです。だったら、町のほうからもう少し連絡をしていただければ、情報を必要とする人に届けられると思うんですが、その辺をもう少し考えていただけないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 朗読ボランティアの団体のほうとお話をしまして、そういう形で進めてみたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それから、日本盲人社会福祉施設協議会というところでは毎年音訳指導技術認定講習会を開催しています。講習内容を見ると、視覚障害者福祉概論、ボランティア養成概論、録音技術、校正技術等、音訳者にとって必要な考え方や技術を学ぶ内容となっています。朗読ボランティアが活動している柴田町においても、音訳技術を指導できる人材の育成が必要ではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 輪を広げていくことは必要なことだと考えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 輪を広げるというよりは、やはり詳しい人が1人でもいてくれないと、正直技術面で苦労しているところがあるんです。ですから、どこかの部署の方がしっかりと講習を受けて、そういうことを伝えることができるという、やはり職員養成をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 県視聴覚情報センター等のほうでそういったノウハウを持っており

ますので、そういったことで対応したいと考えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 県の人を当てにするというよりは、やはり91人も視覚障がい者がおられる町ですから、そこにきちんと音訳の専門家がいてほしいと思うんです。ですから、職員の中での養成はできないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 職員の養成については、今後の課題だと捉えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、次はいじめについてです。

仙台市における事件報道後、柴田町教育委員会として何か特別な取り組みはなされたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 校長会において、いま一度いじめに対する対応について確認しました。具体的に申しますと、いじめであるかどうかという判断を形式的、表面的に行うのではなくて、やっぱりいじめられたという訴えを大事にして、その子供に寄り添って対応することを第一にしてほしいということ。それから、先ほど答弁でも述べましたけれども、いじめに遭った場合の相談先というのを子供たちに何らかの形で伝えると。これは船岡小学校のやつを借りてきたんですけれども、文部科学省から配付された資料を子供に持たせるだけではなくて、教室に掲示したり、昇降口に掲示するなどして、常に目に触れられるようにというようなこともお願いしてきたところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 例えば、今もそれを全員に配付はしているんですか。小さいカードではなくて、例えば大きいものを配付はしているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 子供たち全員には文部科学省からいただいた小さいサイズの携帯できるやつを配付しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） できれば大きいものも、というのは小さいのはどこに入ったかわからなくなるということがあるかと思うので、ちょっと目につきやすいものも配付するということはいかがでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 教育長。
- 教育長（船迫邦則君） 常々携帯できるというのもメリットでございますので、そのことを大事にして、ただそれだけですとどうしても紛失とか、あるいは入れたままにしておくということでの不安があったので、拡大コピーして、生徒が常々教室で目に触れられるようにというような配慮をお願いしたところでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 柴田町では、夏休み明けの8月26日に欠席が多いとか、そういうことはないですか。平日と比べていかがだったんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 済みません、手元に数字はないんですが、そんなに多いというような報告はいただいていません。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） そんなにということは、幾らかは多いと判断していいんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 学校に応じて、ゼロから7名か8名というふうな数字をいただいています。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 7名か8名というのは、1校で7名か8名のところもあるということですね。ゼロのところもあるしということですか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） そのとおりでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 鎌倉中央図書館のツイート、「学校がっらい子は図書館へ」が話題になっていますが、ごらんになりましたか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君） テレビ、それから新聞等で読ませていただいたり、見させていただきました。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） どのようにお考えですか、ああいう呼びかけ文を。
- 議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 子供たちはさまざまな状況の中において、そして思い悩んでいるということをお考えますと、あのような形での呼びかけをしていただいて、図書館という公共的な場所である意味で読書等に子供たちが親しめるというようなことを勧めていただいていることについては、よろしいかなと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 一応、ツイートを読み上げます。「もうすぐ2学期。学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしゃい。漫画もライトノベルもあるよ。一日いても、誰も何も言わないよ。9月から学校へ行くくらいなら死んじゃおうと思ったら、逃げ場所に図書館を思い出してね」。こういう司書の呼びかけに、たった一日で6万件を超える反響があり、ほとんどはとても好感が持てるということだったらしいです。一部には削除しろとかという声もあったらしいんですけども、本当に好感を得たということなんですけど、こういう呼びかけができる図書館ってやっぱりいいですね。柴田町の場合はどうでしょうか。図書館もしくはほかの施設でこういう呼びかけができるようなところがありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 柴田町の図書館も、来客の秘密は守りますし、多分職員は同じ気持ちかと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 職員はそのつもりでも、どうしてもあの狭い中では難しいんです。だから、ある広さがなければそういう子供がいた場合にどうしても知らない大人が声をかけてしまうとか、司書はそういうことはしませんけれども、だからやっぱり安心できる場所というのが町の中にもあるといいです。今後やはりそういう場所が図書館だったり、もしまだ図書館が小さくて無理だったらどこかの場所でこういうところは自由に来られるというところを子供たちに教えておく、伝えておくということも大事だと思うんです。今すぐどこがということではないと思いますが、そういう場所ってとても大切だと思います。ぜひ学校以外の居場所ということも考えていただきたいと思います。一番は本当に図書館です。

一つ、新聞の投稿もちょうどあったので、小学校から中学校時代に子供がいじめられ、校内の図書館に避難していたと。高校生になってからは、高校、大学と自分の希望に沿ったところに進んだんだけど、
「つらさを紛らわすための図書館だったが、そこで得た知識は次へ踏み出す力となった。大人の温かい見守りのある図書館に行き、無心になって本を読み

ば、将来の夢を描くこともできると思う」というお母さんの投稿がありました。やはりこういうことって大事です。一旦学校から離れるということも必要だと思うので、ぜひ柴田町でもこういう方向で考えていただきたいと思います。

次に、いじめ調査のことなんですが、文部科学省の2013年度のいじめ調査結果、いじめ認知件数は宮城県は全国で4位、多くのいじめが認知されていますが、柴田町の状況はどうなっているのでしょうか。今回、2014年度の再調査が9月7日までに提出ということで行われたと聞いていますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 昨日、新聞紙上で宮城県は4位という数字が、平成25年度の数字になっています。柴田町におきましては、4名の数字がその内訳に含まれております。26年度、再調査ということで文部科学省から9月1日までの提出を求められておまして、ただこれにつきましてはいじめの対象となる内容が今回文部科学省から改めてガイドラインが示されておまして、それに対する調査が県内においてもいろいろ難航しているものですから、その締め切りが11日でしたか、今週に延びまして、それを今各小中学校とも検討して、再調査を進めている段階でございます。それにつきましてはの前段としましては、昨年度の数字は7名と私どもは報告しておりますが、それについても再調査ということで現在数字は確定しておりませんが、報告的には7名というふうな形で、あとは今週中に各学校と調査しながら、その数字が動いた段階ではまた改めて報告したいというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 全国一斉にこのいじめアンケート調査というのは行われているんですが、子供の声というのはこれで拾えると考えていますか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 子供たちの声をできるだけ漏れなく吸い上げたいということで、一つは先ほどの答弁でもお伝えしましたがけれども、月1回のアンケート調査、これは本人だけではなくて、こういうのを見たとか、そういう情報も子供たちからもらって、そういう訴えがあった場合には精査して対処しているというのが現状でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 子供がアンケートに記入する際に配慮している点はありますか。何か、書きやすくなるように。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 配慮することとしましては、一つは自分で訴えることができない生徒がいると、あるいは子供がいるという場合に、やはり先ほども申しましたけれどもあたりで見えていた子、見かけましたと、注意したと、そういうような声も吸い上げるような形をとっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 記入するとき、例えばいじめを受けていない、見ていない子は何も書くことがほとんどないと思うんですが、いじめを受けている子や見ている子というのは書いている状況というのがやっぱり周りからわかるわけです。だから、書かなくてもいい子でもここにある文章を写しなさいとかという指導をすると、全員がとにかく書くんだそうです。だから、そういう配慮は必要なんじゃないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） ありがとうございます。校長たちにも伝えたいと思います。

また、今アンケートのことでお話ししましたがけれども、日ごろから生活カードとか、あるいは個人ノートのやりとりの中で、子供たちがある意味で今の悩み等を訴えられるようなというように対応をしている学校も多くございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） どうしてもいじめを受けている本人というのはもう本当に書けないし、なかなか相談もできない。いじめの恐怖というのはとても強いし、それから親にも心配をかけたくないという思いもあります。それと、いじめに遭っていること自体が子供自身の尊厳を傷つけてしまう、とても恥ずかしく思う、悲しく思うとかということがあって、他人に言えなくなってしまうということがあると思うんです。ですから、質問では私は「いじめられている子や家族」と書いてしまったんですけども、やはり周りで見ている子たち、そちらからの声を聞くことが大事だと思うんです。先ほどから教育長もおっしゃっておられたように、やはりそこに気をつけていること、当事者は言えないんだということをもっとわかって、このいじめアンケートというのはいじめられている本人は書けない、もちろんいじめられている本人も書かないだろうしということで、むしろ見ている子を対象にという考え方をさせていただきたいと思います。

それで、子供たちがいろいろいじめに関する本に接する機会とかというのは結構あるんですか。学校はそろっていますか。私も時間がなくてどのくらい本がそろっているのか調べられなかったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 図書の数というよりも、4月に行われました文部科学省の全国学力学習状況調査の読書のところを見てみますと、「あなたは読書が好きですか」という問いに対して、「好きである」あるいは「どちらかといえば好きである」というような回答をした1番、2番の子供たちの数値を見てみますと、小学校では柴田町が74.5%、宮城県が72.4%、中学校になりますと柴田町が78.2%、宮城県が70.6%ということで、小学校も中学校もある意味で読書に対しての親しみというんですか、これは持っているということは確認して、うれしく思っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 朝読書が本当にいい影響を与えているかと思うんですが、実際に学校図書館に本来いじめに関する本はやっぱりいろいろいいものをそろえておいてほしいとは思いますが、ただ実際はやっぱり借りるのは難しいだろうと思うんです。いじめられているほうも、ましていじているほうも、借りるかなと思うとなかなか借りられないだろう、見ている子にとっても逆に身近にいじめがあった場合は借りられないだろうと思うんです。ですから、やっぱりいい本のいい文章だけでもコピーして子供たちに渡すとか、渡すときも必ず先生がみんなの前で読み上げてから渡すとかという工夫が必要だと思うんですが、そういうことというのはなされているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今、ある一つの学校での取り組みですけれども、白内議員もご承知と思いますが、家で読むと書いて「家読（うちどく）」という制度がございまして、そのシステムを学校に取り入れて、図書の選定なんかを学校司書にお願いしたりして、子供たちに本を持ち帰らせて、家で本人と保護者の方も一緒になって読んで、そして本の感想を述べ合うというような実践を進めているところもございまして、こういった活動をほかの学校でも取り入れていければいいなというようなところは感じていたところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 何かいじめに関する本でいい本がないかと見ていたときに、ちょうど図書館にこの「いじめられている君へ いじている君へ いじめを見ている君へ」という本が見つかったんです。63人の著名人が書いているんです、それぞれの思いを。特にいじめられた経験のある方とかが書いているんですが、その中に大人にまじって当時小学6年生だった春名風花さんが書いた「いじている子へ」という文章があつて、それがとてもよかつ

たんです。ですから、やはりそういうどこかで見つけたいい文章というのをみんなで共有する、町内全部で共有するとかということが大事かと思うんですが、これはごらんになったことがありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今初めて教えていただきました。買って読んでみたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 買わずに図書館から借りてください。

それで、もしかしたら学校長だった教育長もごらんになっていないということがあれば、ほかの学校でも余り見ていない可能性があると思うんです。すごい文章だなと、小学6年生なんですけど、一部だけ読みます。「僕は、僕が幾ら泣こうが、本当に自殺しようが、その人たちが何も感じないことを知っている。いじめられた子が苦しんで、泣いて、死んでも、いじめた子は変わらずあしたも笑ってご飯を食べる。いじめは、いじめた人にはどうでもいいことなんです。いじめをとめるのは、残念ながらいじめられた子の死ではありません。その子が死んでも、またほかの子でいじめは続く。いじめは、いじめる子に想像力を持ってもらうことでしかとまらない。いじめゲームをしている君へ。あのね。キモい、死ねと連日ネットで言われる僕が生まれた日、パパとママはうれしくて、命にかえても守りたいと思って、僕がかわいくて、すごく泣いたらしいですよ。この子に出会うために生きてきたんだって思えるくらい幸せだったんだって。それは、僕が生意気になった今でも変わらないそうですよ。想像してください。君があざ笑った子が初めて立った日、初めて歩いた日、初めて笑った日、うれしくて泣いたり笑ったりした人たちの姿を。君がキモい、ヴザいと思った人を、世界中の誰よりも、自分の命にかえても、愛している人たちのことを。そして、その人たちと同じように笑ったり泣いたりして君を育ててきた、君のお父さんやお母さんが、今の君を見てどう思うのか。それは、君のちっぽけな優越感と引きかえに失ってもいいものなのか。いま一度、考えてみてください」。前半もあるんですが、ぜひこういうことを、そうするといじめている側、いじめられている側、見ている側にとってもとても響くのではないかと、大人が書いたのではなくて当時小学6年生だった子が書いているわけですから、こういうことを伝えていくということが大事だと思うんです。ぜひお願いしたいと思います。

続いて、学校図書館司書の件です。

私はことし1月に東京都荒川区の学校図書館を見学しました。その際、副区長から「荒川区は子供の貧困に対処するため、教育に力を入れている。特に学校図書館充実のため、各学校

に司書を常駐し、生徒数の多い学校には2名配置している」とのお話がありました。親の所得の差が子供の学力の差につながらないように、どの子にも確かな学力をつけるために、学校図書館が果たす役割というのはとても大きいと思うんです。教育長、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） そのとおりだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、平成30年で7名というのはやはり余りにも遅々とした歩みではないですか。今、学校図書館というのは不登校の子の居場所にもなる、ですからいじめられている子の居場所にもなるんです。そういうことを考えると、いつでもあいている学校図書館が求められていると思うんです。もっともっと力を入れるべきじゃないですか、町長。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 町は教育だけではなく、いじめだけではなく、今いろんな課題に対応しなければなりません。そうした場合に、今、一般職の職員の仕事にも例えばマイナンバー制度の導入、国勢調査がございますし、地域ケアシステムというような高齢者への対応もしなければならぬと。それから地方創生、総合体育館の建設、これを定数、人をふやせない範囲内で職員に頑張らせていただいているところでございます。そのため、一部職員には心の病、ストレスをかけている面もございます。そういう全体的な定数ということも考えなければならぬというふうに思っております。また、定数をどんどんふやしていけば、この議会で指摘されている経常経費の悪化につながるという問題もございますので、やはりバランスをとってやっていかなければならないというふうに思っております。学校司書につきましては、計画的に配置をするというお約束でございますので、他の職員の定数の関係も含めましてやらさせていただければというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 白内さん、あと41秒でございますので、そのうちで質疑のほうをお願いしたいと思います。再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） いろんな問題があるとき、何を一番先にしなければいけないかという、やっぱり子供の教育だと思うんです。人材育成に力を入れなければ、町は伸びていきません。今これだけいじめのことも問題になっているし、実際に柴田町でも不登校の子は何人もいるわけです。そうすると、そこに一番力を入れなければ、この町の発展はあり得ないんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 確かに子供の教育の充実も大切な一要素になっておりますが、やはり町全体として考えれば、今地方創生でうたわれているように仕事をふやさなければならない、人をふやさなければならない、それから子供を持つ家庭への支援もしなければならない、高齢者問題もしなければならないと、やはり全体をやっていかなければならないというふうに思っております。それで、子供の教育については学校環境の整備にも力を入れているところでございますので、人をふやさないというわけではありません。ほかのほうはふやさないで、何とか職員に我慢してやっていってもらえる中で、学校司書についてはふやしていくということでございますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） やはり子供のいじめ問題には一番力を入れなければならないと思います。その中で図書館の充実ということはやはり最初にすべきことだと思うので、ぜひ急いでやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） これにて15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木守君、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守、大綱2問質問いたします。

1、柴田町の空き家対策は。

宮城県内の自治体関係者が空き家の動向を注視していると言われております。2013年の総務省調査で、住宅総数に占める割合「空き家率」は、全国の都道府県で最低の9.4%となりました。これは東日本大震災の被災者による住宅確保によるところが大きいので、災害公営住宅の完成や入居開始が本格的に始まれば、再び空き家が増加すると考えられています。みなし仮設からの退去が進めば、人口減少も加わり、空き家は一気にふえる可能性があります。

国は、2015年5月、放置された空き家が治安や防災面に支障を来さないよう、所有者に撤去や修繕を勧告・命令できる特別措置法を全面施行しました。東北6県では70の市町村、宮城県では4市町村が空き家対策条例を制定しています。仙台は2014年4月に条例を施行しました。市民生活課では、市民からの相談がふえ、家屋の撤去などにつながっており、住宅政策課では空き家の実態を把握し、利活用を進めたいとしています。

そこで、当町でも今後空き家対策をどう進めていくのか伺います。

1) 空き家対策条例を制定しますか。

2) 第三者管理制度、第三者が空き家の管理や処分を行う民法の財産管理制度を活用促進する計画はありますか。

3) 当町では、ひとり暮らしや二人暮らし世帯が増加しています。子供は別所帯となり、空き家となる可能性が出てきています。今から対策を検討すべきではないでしょうか。

2、終末医療の支援は。

厚生労働省は、治療によって回復の見込みがなく、死が迫った場合に、患者・家族の不安や悩みを聞き、みとりを含む終末医療の選択肢など、必要な情報を提供する相談支援チームの整備事業を、来年度から全国都道府県で実施する方針であると発表しました。終末期の医療をめぐるのは、患者本人の意思もわからず家族が悩んだり、対応に苦慮したりするケースが多いのが現状です。厚生労働省は、本人が本当に望む最期を迎えられるよう、患者と話し合い、治療方針にも関与する支援チームの相談員を養成するとしています。しかし、実際都道府県で対応するより市町村で対応することが住民にとって相談しやすいのではないかと思います。

そこで伺います。

- 1) 終末医療について町の考えは。
- 2) 終末医療の施設利用などの相談はありますか。
- 3) 介護認定のときや医療機関に、終末医療の相談はありますか。
- 4) 自宅での終末医療に際し、介護の相談はどう対応していますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員、大綱2問ございました。

まず、空き家対策でございます。3点ほどございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月27日に交付され、ことしの5月26日に特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要なガイドラインが決定いたしました。この法律が施行されたことにより、適切に管理が行われていない空き家の所有者に対し、市町村が除却・修繕などを勧告または命令し、最終的に行政代執行で強制撤去できる仕組みが整いました。このように、適切に管理が行われていない空き家、つまり特定空家等の所有者には、町独自の空き家対策条例を制定しなくても除却・修繕の勧告と命令ができるようになりました。今後は、法第6条第1項に規定された市町村の責務に関する必要な措置を講ずるとと

もに、緊急時の即時執行や代執行に向けて具体的な事務手続や体制の整備、撤去費の回収が適切に講ずれるよう、ノウハウの蓄積に全力を挙げてまいります。

なお、特定空き家に指定されない空き家に対しては、まず第一にこれまで同様、固定資産税の納入通知書に空き家の適正管理についてのお知らせを同封し、所有者と管理者の責任において適正に管理するよう通知するとともに、もしも町民からの苦情があった場合はこれまでどおり現地に出向き、管理が適切になされていないことを確認した場合は、所有者へ適正に管理をしていただくよう文書で通知をしてまいります。

なお、平成25年度に行政区長に区内の空き地と空き家数調査を依頼し、報告があった空き地は27件、空き家111件を26年度中に現地調査を関係課とともに共同で実施しました。その結果につきましては、取り壊されて更地になったもの6件、リフォームされ塾等に活用されたもの2件、取り壊されて新築になったもの2件、その他適正に管理されている空き家は87件で、不適正な状態とみなされる空き家は14件でございました。

2点目、町として財産管理制度を活用して対応する所有者や相続人を探し出せない空き家がありませんので、財産管理制度を早急に活用する予定はございません。数多くの事例が発生した場合に、改めて検討させていただきます。

3点目、新たに発生する空き家等については、不動産会社に役割を担ってもらえる体制を検討いたします。また、宮城県において空き家の相談窓口を開設しており、現在または将来発生する空き家の問題についての相談を受け付けておりますので、町民の皆さんに周知してまいります。

なお、適正に管理が行われていない空き家等（特定空き家等）の対応については、空家対策の推進に関する特別措置法によるガイドラインに基づいた事例に基づき対応してまいります。

大綱2問目、終末医療の関係で4点ほどございました。

1点目、2点目は関係がございますので、一括でお答えします。

終末期医療については、回復の見込みがない末期状態の患者に対する医療のあり方が重要な課題となっていました。国においても検討会などで継続的に検討を重ね、平成19年に終末期医療に関するガイドラインが策定され、患者本人が医師などから適切な情報の提供と説明がなされ、話し合いにより本人による決定を基本とした上で終末期医療を進めることが最も重要な原則であると示されたものです。

国では、平成26年度から相談員や医療ケアチームの病院への配置、医療従事者の研修会開催など、適切な相談体制整備のモデル事業を全国15カ所の医療機関で実施しております。平成28

年度から全国200カ所の医療機関に相談支援チームの整備事業を都道府県が実施するものでございます。なお、この事業については町が相談事業を行うものではございません。

町としても、終末期医療の重要性は認識しておりましたが、これまで仙南地域には緩和ケアを行う病院はありませんでした。平成27年5月に仙南で初めての緩和ケア病棟がみやぎ県南中核病院に12床で開棟され、患者の同意のもと苦痛の緩和ケアを行っているところでございます。そこでの入院に関する相談は緩和ケア外来で、がん治療認定医による治療や相談が行われております。

次に、終末期の治療、医療施設につきましては、悪性腫瘍、いわゆるがんの患者を対象とした緩和ケア病棟や療養病床、一般病床などがあります。終末期医療の相談は、病院においてソーシャルワーカーや主治医が中心となって患者、家族と話し合いが行われておりますので、町に対して直接町民から終末期医療に関する相談はございません。今後も、地域のかかりつけ医並びにみやぎ県南中核病院との連携を推進してまいります。

3点目と4点目、これも関連がありますので、一括してお答えいたします。

終末期の方が病院での一定の治療が終了し、ご自宅に戻る場合があります。退院時には医師や医療ソーシャルワーカー等がご家族と面談し、今後の対応について話し合われます。その後、医療機関から地域包括支援センターに連絡が入り、訪問調査センターが本人や家族と面談し、介護認定の手続きが行われ、必要な介護サービスの提供が始まります。また、医療ケアが必要な方の場合には、訪問看護ステーションが訪問しています。医療と介護双方の連携が図られているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 佐々木守君、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ただいま町長からるる答弁がございましたが、当町では差し迫って空き家対策を行わなくても民間不動産業者等で現在では何とか対応できているという状況にあると私も理解をしております。しかし、これからひとり世帯や二人世帯が年々ふえていくことは確実なので、少子高齢者社会においては民間企業だけではこれから対応できない場面が出てくるのではないかと。このようなときに備えて、これから対応をしていく必要があるのではないかと。町長からの答弁でも、条例をつくらなくても対応はできると、それは特別措置法によって緊急の場合は撤去命令ができるというふうに答弁がございましたが、それだけではなく、そういう大きな問題以外にもるる困っている場面というのはたくさんあると思うんです。というのは、高齢者がひとり暮らしなんかの場合に、家族のところに行ったり、あるいは施設

に入ったりした場合、空き家になった場合に、対応していたというその相談をどうすればいいのかという問題なんかも出てくると思うんです。その場合に、町としてはやはり条例をつくっておいて対応するほうがしやすいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

昨日も空き家関係でお話をさせていただきました。その中において、柴田町の特性もご理解いただいたと思います。実際的に不動産会社にいろんな業務の関係を聞きに行きました。不動産会社としてどのような支援が今現在されているかというようなところも踏まえて、確認をさせていただきました。そうしたら、やはり佐々木議員ご指摘のようないろんな事例が不動産会社にも寄せられてきていると。その窓口としてやっぱり1カ所のほうが適正なのかなという判断をしまして、町が相談を受けても例えば今度撤去するときどこの業者に相談をするか、そして相続する場合はどういうふうにするか、売買をするときは司法事務所とか、そういうところのどこに紹介するか、やはりそれは餅屋は餅屋で民間業者の持っているところにうまく誘導できれば、それこそワンストップ窓口になるのではないかなというようなところで、今後我々のほうは民間の力をかりた中で空き家対策をしていけばいいのかなというふうに考えております。特に売却用住宅、賃貸用住宅、別荘、その他、本当に問題がある部分についてのみは特別措置法が適用というようなそういう区分の中で、その状況に応じての判断はあくまでも所有者にさせていただくということもありますので、民間の不動産業者を中心にその辺の対応を今後詰めていきたいというふうに思っております。当然民間の不動産会社についても、自分たちの持っているノウハウを十分に発揮できますと、そういうようなことも受け答えをしていただいておりますので、ぜひその辺も、今回地方創生の移住ナビの中の住宅の情報の中にこちらも連携しながら載せていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 空き家対策がやはり人口減少に歯どめをかける一つの手段になるのではないかと私は考えているところなんです。ということは、やはり空き家を行政としていろんな形でフォローしてあげて、空き家が少なくなる、あるいはその空き家を活用して新たな住民がそこに住んでいただくというようなことになれば人口増加になるのではないかと、このように考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まさにそのような形で、国の掲げる地方創生が今策定さ

れているわけなんです、昨日もお話ししましたように柴田町においては近隣の市町村と違って、とにかく優良住宅というんですか、そういうようなものについての取引はもう本当に瞬間に契約が完了すると。本当に問題になるのが、やはり実際的には傾斜地に建っている家屋とか、交通の事情の悪いところとか、そういうような売れ残って当然のところは管理が不行き届きになるというような状況だということです。それ以外に、農産地域の空き家についてもなかなか仏壇があったり荷物があつたりということで、物置としての利用もされていて、なかなか所有者が手放さない、そういうような事情もいろいろと把握している中で聞かせていただいているというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 課長の答弁の中で、民間企業、不動産業者を介していろいろ対策を練っていくというようなことがありました。それから、地方創生への課題にも合致するのではないかというお話がございました。私も、やはりこういう空き家にこれから対応していく場合、なかなか一般的な不動産屋で扱えないような難しい物件等の空き家に対して、やはり弁護士や専門家と連携しながら、法的な措置も加えるような形で相談を受ける、そういう窓口を一つつくってはどうかというふうに考えるわけです。その場合、民法で財産管理制度というのがございます。その財産管理制度をうまく活用して、民間事業者との連携を図りながら、町としてのそういう空き家の相談窓口をつくると、あるいはそういう制度をつくっていくということはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 民法で掲げる財産管理制度については、実は不在者、つまり所有者がわからないというようなところ、あと相続人がわからないと、こういうような事例のときに民法では財産管理制度を活用できるというようなところで規定はされています。先ほどの答弁のように柴田町においては所有者、不在者、そういうところまでの確認は全部されているという前提なものですから、当面はこの制度は活用しなくても町のほうで対応できるというふうに判断している次第です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 空き家を全て町のほうで情報として捉えているという今の答弁でございますけれども、5月に特別措置法が施行されて、空き家対策として所有者に修繕だとかそういったことを勧告し、あるいは撤去するなどの命令ができるようになったわけですが、そういったケースは今の答えを聞くとまだ発生していないということでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 平成26年度に空き家を111件ほど現地調査いたしました。我がほうは特に環境的なことなんですけれども、そうでなくて例えば税務課とか総務課、都市建設課とチームを編成しまして、現地を調査しました。それで、それぞれの個別調査票というような形でまとめました。もちろん土地の所有者とか、あと建物の所有者、納税管理者とか、地名、地番、あと建物が建っているわけですから住所というようなこと、あと土地の評価額とか建物の評価額とか、あとは建物の面積、築年月日的な状況を踏まえて、あとは外からですけれども屋根の状況、外壁の状況とか敷地の管理状況というようなことで調べました。その管理者等については、全てきちんと納税管理者というような人で押さえられていると。例えば当時の所有者が亡くなってもきちんと納税管理者がいるというようなことになれば、第三者委員会の制度を使わずして処理できるだろうと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうした場合、震災のとき被害を受けて、家がそのまま放置されているというようなケースはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 我がほうに、どういう事例かわからないですけれども一般的には老夫婦が住んでいましたと、そして亡くなりましたと、それで相続人とかがいるわけですが、遠方に住んでいるというようなことがあった場合、細かな手当て、要するに夏場になれば草刈りとかができないというようなことでの苦情とかがあります。そういった場合は、私のほうで現地調査をして、その所有者のほうに連絡をして、あと草刈りとか建物の不備な点があればきちんとやってもらうというようなことで対応しております。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的に不動産会社における維持管理、こういうようなものもサービス化されているというようなことですので、ぜひその辺、町だけではなく管理する場合は民間の不動産会社にある程度その辺の維持管理まで含めた制度をつくれば、ある程度町の負担というか、町での手続も少なくなるのかというふうに考えております。特に不動産会社では草刈りから修繕まで、やはり自分のところと連携する会社とうまくその辺の仕事も探しながらやっているというようなことも聞いていますので、ぜひその辺は現在ある不動産会社の力をかりるといふようなところで、誘導するシステムを今後検討していきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 不動産屋に依頼してということなんですけれども、町として法的にどうか組織的に何かつくられたものはあるんでしょうか。簡単に言うと、第三者に空き家対策を依頼するという一つの条例みたいなものといいますか、条例まではいなくてもそういう取り決めをしたようなあれというのは例はあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 具体的には、個々の自由というんですか、それにお任せするしかないというふうに思っておりました。先ほどの答弁の中にも、空き家問題というのはいろんな事例が家庭に出てくるかと思えます。まずそういうような問題があったらこういうところに相談してくださいという、そういう相談窓口というような形で、できるだけ不動産会社、チームワークをつくるような形で、1社だけじゃなくて町内の不動産会社、県の宅地建物取引業協会の、そういうような事業所をお願いをした中で拡大しながら進めていきたいと、こういうようなことで実は先日不動産業者の方とも打ち合わせをさせていただいていたということです。ですから、町内だけの解決ではなく、県のそういうようなシステムを使いながら、できるだけ町民の方にあっせんをするとか紹介をすると、そういう窓口を町内の不動産会社に置いていきたいと、そういうふうな考え方です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今答弁いただいたように、やはり第三者に空き家対策を依頼することによって町の負担がある程度軽減できるのではないかとというふうに私は考えるんですけれども、これは今の地方創生の制度の研究テーマとして町として公募するというようなことも可能ではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そのような考え方の中で今検討させていただいております。特に空き家対策というか、自分所有の家屋についてはわかりやすい相談を受けやすい、そういうような窓口が専門的にあれば、1カ所である程度完結できるだろうと、そういうような視点の中で今事業を模索しているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 先ほどもひとり暮らしや二人暮らしの世帯が増加してきているということでお話をしたんですけれども、大分高齢になったので子供のところに身を寄せるとか、あるいは施設に入るとか、そういう場面がもう出てきているのではないかと。そういった場合

に、町に対して相談があったケースはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 私のほうにはそういった相談はありません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ないということで、まだ時期がちょっと早いのかなんて思ったりもするんですけども、ただ今度は近隣から空き家になっている家屋で台風が来て瓦が落ちないとか、火事は大丈夫かとか、それから塀は地震で倒壊しないかとか、そういう心配事が絶えないんじゃないかと思うんですけども、区長あたりからそういう相談を町で受けていることはありますか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今回調査したのは111件という数です。多分その後においてもそういう数がふえるというような方向だと思います。私のほうで考えているのは、各行政区のほうに行政区内に目につく空き家があった場合、我がほうに教えていただいて、我がほうは現地を確認するというようなことです。あと、平成26年中に現地調査した空き家も今後とも継続的に確認していくというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 町で借り上げということに対してのいろんな約束事、条文みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） ちょっと聞き漏らしたというか、借り上げというところなんです、そういう制度は、やっぱり個人の所有物に対しての借り上げというのは、空き家については今のところ想定はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 町で管理せざるを得なくなった場合に、今町民環境課長がお答えしたように町でどういうふうに対応するかということの相談に対して、町がどういうふうに対応するという、そういった約束事みたいな条文というのはあるのですかというお話です。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） その辺、私のほうで借り上げとか管理するというようなことは考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） わかりました。

それでは、これからそういう相談が起きた場合に、町としてはどういう対応をしていくと考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） とりあえず事例がまず本当に不適切というか危険な家屋なのか、それとも売買を目的とするやつなのか、いろんな事例があるかと思います。やはりそれはそれなりの対応というか、一つ一つの事例に基づく対応になるかというふうに思います。ただ、先ほどご説明申し上げましたように、特別措置法ができました。これに除却、修繕、こういうようなものを強力的に勧告、指導できるようなものが自治体に権限として与えられておりますので、その辺の法律をうまく活用しながら、やはり適正に空き家を管理していただくというように今後我々のほうとして啓発をしていかなければならないんだらうというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 私は先ほど空き家対策が人口減少に歯どめをかけるのではないかというように、その空き家対策をやることによって人口増加につながるのではないかという質問をさせてもらったんですが、これから町としては地方創生の制度とかを活用して、補助金などを使いながら、例えばよその町からの移住とか、住宅の住みかえの支援なんかをする機構をつくって、将来空き家になるのを今から防いでいくと。大体50歳以上ぐらいの年齢の方々がこれから老後をどうしていくかというようなことをいろいろ考えていくと思うんです。だから、それをサポートする意味でも、シニア世帯のお家を借り上げて、それを転貸したり、あるいは金利を補償するマイホーム借り上げ制度なんかを設立して、うまく住宅が回転していくような、そしてその空き家に若い方々に住んでいただいて、人口をふやしていく手だてになればいいのではないかというふうに私は考えるんです。特に住宅の密集地、西船迫地区なんかでは、そこに保育所から幼稚園、それから小学校、中学校、全部あるんです。だから、人口がどんどん減少していくということは、そういった教育施設、あるいは保育施設、そういったものが壊滅していくのを防ぐことができるのではないかと、こういうふうに考えるんですけれども、そういう制度、地方創生の補助金を活用した、計画を立てて、国に対して応募をするというようなことをしてみてもどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、人口減少対策で空き家と結びつけられておまして、先進地と言わ

れるところは定住補助金、お金をつけて空き家に入ってくださいという政策がとられておりますが、私の目から見るとそれは効果がないというふうに私自身思っております。それは主客転倒しているからだというふうに思っております。今の柴田町の若い人たちの家の求め方を見ると、古い入母屋造りの家は選ばないんです。今は、はいからな家です。佐々木議員の近くにも家が建っておりますが、家なのかパーマ屋なのかわからない、はいからな家に若者は住みますので、空き家があるから若い人が来るということは私はあり得ないというふうに思っております。やはり住みたい町ということです。どういうところが今人口がふえているかという、やはり消費環境が豊かなところ、次に教育環境、それからやっぱり一生に一度の人生でございますので、スポーツ、文化環境、そういうところをベースに、30分以内に職場があると、こういう総合的な都市の魅力をアップした上で、そして来たいというときにタイムリーに家を供給できるということをしていかない限り、空き家をリフォームしたから来てくださるのでは済まないのかというふうに思っております。もちろんやらないわけではございません。まずは柴田町の魅力をアピールして、住みよいところを理解してもらうということが先決ではないかと。その先に空き家を活用すると、そういうスタンスでないとなかなか空き家対策というのは難しいのかなというふうに思っております。ただし、柴田町は駅の周辺の空き家については需要があって、それは民間会社で取引が行われているということを申し添えさせていただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今の町長の答弁ですけれども、借り上げる住宅をそのまま若い人たちに貸し出しても、それは借りることは多分ないと思うんです。ですから、やはりリフォームをして貸し出すということをしなないとその対策にはならないと思うんです。大分県竹田市の例があるんですけれども、移住者に改修費や、それから仕事を得るための起業費を補助する制度を整備して、2014年までに移住者が121世帯、221人に上っている、こういう人口増につながった例があるんです。ですから、今すぐとは申し上げませんが、これからの柴田町の研究課題としても十分これは活用できるのではないかと思います。ということは、これから年々年々ひとり暮らしや二人暮らしの世帯がふえていくことは確実なので、やはり今すぐ事業を始めておかないと、そういう時期が来たときに、5年後か10年後かになるかと思うんですけれども、そういうときに対応し切れる対応を今から考えておくべきではないかと、このように私は考えるわけです。そういったことができれば、今の地方創生の制度を活用しながら、そういう組織を、制度を今からつくっていかれてもいいんじゃないかと、このように思うわけです。特に高

齢者がふえる場合に、そういう制度をつくっていくことは必要なのではないかと思いますので、こういうことを将来にわたって検討していただくことを要望しまして、第1問目の質問は終わらせていただきます。

次に、終末医療の支援についてお伺いしたいと思います。

高齢者がどんどんふえてきて、言葉がいいかどうかはわかりませんがことしもかなり多くの高齢者の方々が亡くなっておられます。そういう中で、町は終末医療をどのように考えているのかということをもとにふと考えたときに、我々も終末医療に対して何もわかっていないのかというふうにちょっと考えました。それで今回の質問をさせていただくわけなんですけれども、介護についてはいろいろ制度があって、それを活用して高齢者の介護支援をしているということは重々わかっておりますけれども、このみとりといいますか、終末医療に対しての今介護制度から含めたもう一步進んだ考え方、対応といいますか、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 終末期医療と申しますと、年齢に関係なくお若い方も、また年齢の高い方もかかわってくるのだと考えております。介護という面で捉えますれば、長い間世の中で活躍されてきた方々ですので、ご自宅ということであれば穏やかな最期を迎えられるように支援していくものだと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ただ、町長からも答弁があったんですけれども、終末医療の相談は町では受けていないということですので、多分課長の答えはそういう答えになるんだと思うんです。でも、本当にそれでいいのかと。やっぱり介護制度をもっと突き詰めていけば、終末医療をこれからどうしていくのかということを考えていく必要があるのではないかと。その辺はこれから検討するでもいいんですけれども、そういう考えはありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 介護状態になった方というよりは、介護までになる方、終末期医療についてちょっとお話を申し上げたいと思います。

今、議員がおっしゃいました終末期医療というふうな概念なんですけれども、日本ではまだ終末期医療という定義は学会でも、国、厚生労働省でもきちんとした定義はございません。平成18年……、済みません、ちょっと記憶が違ったらあれなんですけど、他県で人工呼吸器を外して亡くなったという事件がありまして、それをもとに平成19年から国のほうで検討会がずっと

開催されてきております。普通ですと3年、5年で検討会の報告が出されるというのが通常なのですが、この終末期医療に関しては死ぬときのことを事前に話し合うという文化が日本にはまだ根づいておらず、なかなか進んでこないというのが現状です。終末期医療は事故等で亡くなるものではなく、先ほど福祉課長もお話ししたんですが、病気が進行して、どんな治療、どんな方法をとっても死を回避することができないであろうと、3カ月の余命であろうというのが一般的に言われている概念となっております。国が今回モデル事業等含めて立ち上げるきっかけになったのは、多分平成24年度に行われた意識調査かと思うんですが、そちらは在宅医療の推進室のほうで厚生労働省が行ったものですが、一般国民を対象に終末期医療についての家族の話し合いというふうに、5,000人を無作為抽出しまして、2,100人程度だったと思うんですがアンケート回収をした結果が、全く終末期については話し合われていないというのが51%というふうなことでありました。あと、書面のほうで亡くなったときのことを書いている方というのがその中で3%しかいないというふうな結果も出されていたことと、あと亡くなったときのことや終末期医療のことを法律で決めることへの賛否というふうなアンケートもあったんですが、「定めてほしい」という方が約2割で、「決めなくていい」「決めるべきではない」という方が半数を超えているというのが現状でした。それが昨年26年の8月に報告書としてまとめられておまして、まだ非常に介護につながるまでもハードルがちょっと高いのかなというふうに思っております。

今回ガイドラインが示され、モデル事業につながる経過は医者だけ、看護師だけでは医療が行われず、臨床心理士や精神保健福祉士を含めて治療の方針やいろんなものを決定していかなければ、ご本人の体だけでなく心の部分、人とのつながりの部分というふうなことで、チームでかかわるというふうなことを一義的に挙げて、予算要求というふうにつながったものというふうには解釈しております。

町のほうでは、みやぎ県南中核病院のほうにそういった病棟ができて、少しでも相談する機会が仙南地区の方は恵まれているというふうには思っているところなので、多分相談のほうは直接病院に行かれる方、そういった医療費の面とかを含めて介護が必要であれば役場の健康推進課なり福祉課のほうに相談は来るのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 施設に入って、介護の計画がきちんと立てられている方々に対しては余り問題はないのかなんて思うんですけれども、質問の仕方が悪かったと思うんですけれど

も、多分今これから厚生労働省がやろうとしているのは在宅での、ひとり暮らし、二人暮らしとか、24時間体制の医療体制を確立すると。あるいはいろんな医療機関等、あるいは施設等々とタイアップしてグループでのみとり、その計画、事業をこれから本格的に進めていくという報道がなされているわけです。まだ町の段階まではおりてはきていないんだと思うんですけども、ぜひ考えていただきたいのは、今まで介護、介護という形でやってこられたんですけども、やっぱり人間の尊厳を全うするためには終末医療というのはきちんと考えておかなければならないんじゃないかと思うんです。ですから、今後の問題ではありましようが、町のほうも真剣に終末医療というものに取り組んでみていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 終末期医療、またみとりということになるかと思います。町の施設もございますけれども、そちらでみとりをなさる方もいらっしゃいます。また、在宅医療という関係から見ますと、先ほど佐藤課長が言いましたようにいろいろな専門の方々がお一人の方にかかわっていくということで、情報を共有しながら、その方の暮らしを見守っていくということがこれから求められる終末、みとりまでの道筋なのかと捉えております。町としましても、そういった総合的な面で支援体制をつくらなければならないと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） やっぱり最期に誰にもみとられなくて亡くなるということではできるだけ避けるような町の支援、あるいはフォローを検討していただければと。終末医療というものの考え方をきちんと持っていただいて、町としてもそういったひとり暮らし、二人暮らしの世帯をどう支援していくかということ、あるいは終末医療はどうするんだということも支援を検討していただくようお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、秋本好則君から資料の提出がありますので、お手元に配付しております。ご確認いただきます。

それでは、4番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。大綱2問について質問したいと思います。

1、槻木まちづくり研究会の指摘した課題から。

平成26年7月に発足した槻木まちづくり研究会は、27年2月に槻木まちづくり構想を公表しています。この中で、まちづくりの課題として次の点を指摘しています。

- ①空き店舗が目立つこと。
- ②古くからの集落と新しい住宅地とのコミュニティ不足。
- ③農業の高齢化。
- ④道路幅の狭さと通行の危険性。
- ⑤街路灯の不足。
- ⑥冠水地域の対策。

これらの問題は、槻木地区だけではなく、柴田町共有の課題にもなっておりますが、④と⑥の課題は槻木特有の課題と考えられます。

そこで、柴田町の都市計画という観点から、槻木まちづくり研究会の取り上げた課題を踏まえて質問いたします。

1) 町のホームページを見ますと、これらの課題に向けて新たな実行組織を立ち上げて取り組むとありますが、どのような内容でしょうか。

2) 船岡地区は城下町、槻木地区は宿場町としての歴史を持ち、町の区画や雰囲気も違ってきます。当然2つの地区には違うまちづくりプランが必要と考えておりますが、どのように考えておりますか。

3) 地域に応じたまちづくりを行うために、用途地域を地域に応じて変える必要がありますが、用途地域の決め方と変更する手順、地区計画、壁面線の指定の手順を教えてください。

4) 道路には主要幹線道路、幹線道路と補助幹線道路がありますが、槻木地区の旧4号線は幹線道路、その他は補助幹線道路、生活道路と考えられます。旧4号線は玉淵医院から四日市場までは県道槻木停車場線となっておりますが、白幡橋から玉淵医院までは町道で、改修

が可能と思われま。その町道部分について、課題④に出ている通行の危険性をなくすためには車と歩行者空間を分ける歩車分離をしつつ、歩行者が快適に、かつ安全に通行できる必要があると考えま。町はどのように考えまか。

2、公共事業の説明責任は。

国土交通省では、「知りたい情報が提供されていない」という印象が公共事業への不信感につながっているとして、説明責任（アカウンタビリティ）の果たし方の整備を進めておりま。社会資本に関する論点として「社会資本整備は国民のお金、税金で社会資本を整備・維持していくものであり、公共事業実施者は国民の代表として事業を行うものである」としておりま。

宮城県でも、「近年、公共事業不要論が台頭するなど、公共事業に対する風当たりが強くなってきている。その原因に、これまでの公共事業の進め方に透明性を欠くことがあった」としておりま。

そこで、説明責任の果たし方について例をとって質問いたしま。

1) 館山の開発は観光コンサルタントから観光開発のアドバイスがあったと聞いておりまが、観光開発からしばた千桜橋の建設計画はどのように導かれたものでしょうか。

2) この開発計画の全体像はどこに示されているのでしょうか。また、その説明は。

3) その開発計画の総事業費と工事期間は。

4) 最近、しばた千桜橋付近の方から、その付近の住宅を買収し、駐車場をつくる計画があると聞きました。議会に対してはまだ説明がありませんが、これは事実でしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めま。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員、大綱2問ございました。

まず1問目、槻木まちづくり研究会の指摘事項、4点ほどございました。

1点目、槻木まちづくり構想はいつからか消えてしまった槻木夏祭りの復活を切り口として、槻木地区のコミュニティの再構築とにぎわいを地域の皆さんと一緒に上げていこうとする活動です。ハードよりもソフトの考えが基本となっております。まさに人と人が集うための仕掛けと仕組みに重きを置いた活動の展開を図ることとしていま。そのため、これまでのまちづくりの観点とは異なった形で実践するため、既存の組織ではなく、子育て世代を中心として学校行事が比較的少ない中学生の親世代を中心に組織し、その行動力をもって槻

木地区を誇れる地域に育てていきたいとしています。

まずは槻木まちづくり研究会メンバー9人が新たな実行組織「槻木まちづくりの会」を立ち上げましたので、そこを起点にいろいろなイベントや活動を通じて事業の中核を担うメンバーを募り、実行組織に育てたいとしております。

2点目、船岡・槻木のまちづくりプランということでございます。

平成27年度から30年度までの4年間の後期基本計画策定に当たりましては、平成25年度から策定した各行政区の地域計画を参考に、地域ごとの課題を把握し、その対策等について後期基本計画の個別施策に盛り込んだところでございます。

平成27年度からの実施計画については、予算を計上し、既に事業をスタートさせております。さらに現在、地方創生のための地方版総合戦略について、10月30日をめどに議論を重ねているところでありますので、改めておのおののまちづくりプランを策定することは現時点では困難でございます。

船岡・槻木2地区ごとのまちづくりプランについては、次期総合計画を策定する際にマスタープラン的なものとしての策定は可能ではないかと考えております。しかし、都市の再構築を図る地区計画や市街地再開発事業までを見据えたプランの策定は、地域住民の意欲と合意形成がなければ難しいのではないかと考えております。

なお、多くの住民の中では船岡地区は城下町、槻木地区は宿場町としての歴史観は希薄化していることを申し添えます。

3点目、用途地域の関係でございます。

これまで都市計画法の改正や都市計画事業の変更に伴う用途地域の見直しを行い、平成9年12月3日に現在の用途地域を定めております。

用途地域の変更や地区計画を定める場合は、必要な調査や資料収集を行い、宮城県の指導を受けて素案を作成します。素案については、公聴会や住民説明会等で意見の聴取を行った後、原案を作成して公告及び縦覧を行い、町の都市計画審議会へ諮ることになります。その後、宮城県知事の同意を得て都市計画が決定します。都市計画の決定図書を告示及び縦覧して、一連の手続が終了となります。

また、宮城県内では壁面線の指定をした区域はありませんが、指定をしようとする場合はその指定の利害関係者に対し説明会等を開催し、意見の聴取を行った後、建築審査会の審査同意を得て公告及び縦覧し、手続は終了となるものです。

4点目、町道槻木172号線の車道は、東日本大震災により被災を受けた箇所を舗装工事を実

施しましたので、現在は良好な路面状態を保っております。

また、歩道は歩車道境界ブロックで歩道と車道の分離を図っておりますが、電柱などの占用物もあって、歩道幅員が狭くなっております。今後は、電柱の占用位置変更の協議などを含め、歩行者の通行の安全確保に努めてまいります。檜木地区にはまだ未舗装の道路や舗装が傷んだ道路、幅員が狭い道路がありますので、そちらのほうの整備を優先させていただきたいと思っております。

大綱2問目、公共事業の説明でございます。4点ほどございました。

まず1点目、花のまち柴田の取り組みは、平成15年の産業経済常任委員会からの新たな観光資源の開発、新規事業で観光の充実を、との指摘から始まっております。平成17年には船岡城址公園山頂の眺望の確保、平成19年には船岡公園の観光資源を生かせる改善をと、ここが大事なんですが、白石川と船岡城址公園をつなぐ改善をと、続けて議会から指摘を受けております。

私も多くの町民や観光客、旅行エージェント等から、館山の新しい景観づくりや船岡城址公園と白石川堤を結ぶ回遊ルートの整備を求められていたことから、平成19年度の施政方針で花咲山構想を提唱したものでございます。財政再建に一応のめどが立った平成22年度の施政方針では、花のまち柴田プロジェクトとして、町の地域資源である花に磨きをかけ、地域ブランド戦略を通して花のまち柴田を創生していくために、県の市町村振興総合補助金を活用し、住民と協働で4つの事業を進めることにしたものです。

1つは花のまち柴田ブランド化事業、2つに花咲山基本構想策定事業、3つに花咲山植栽活動事業、4つにオープンガーデン推進事業でございます。その中の花咲山基本構想策定事業では、1つに花咲山フラワーガーデン構想、2つに回遊ルート事業化調査、3つに跨線橋デザイン検討を業務項目として、国際航業株式会社に委託したものでございます。

このように、しばた千桜橋は町民や観光客からの要望、議会からの指摘、そして、花のまち柴田の活性化を図るために主体的に方針を決定したものであり、秋本議員の指摘する観光コンサルタントからのアドバイスで導かれたものではございません。

なお、この花咲山基本構想は、つち音を響かす開発計画としてではなく、花木の植栽計画による新たな景観づくりや歴史資源の再活用にウエートを置いた花咲山としての整備の方向性を示すマスタープラン的なものとお考えください。

2点目、開発計画ではないんですが、花咲山基本構想につきましては、平成22年11月29日の議員全員協議会で説明し、翌日には河北新報に構想記事が掲載されております。また、同12月

の広報しばたに構想概要を掲載し、さらに翌年の1月25日には商工会に説明をしております。

3点目、これも開発計画ではございませんが、花咲山基本構想では、1つに桜の持続的な保全と利用活用、2つに花を通じて身近で触れ合いのあるシンボル拠点の創造、3つに交流・体験・回遊性を有するネットワーク、4つに地域固有資源・魅力の発掘と利活用、5つに適正かつ計画的な植栽整備と維持管理の実施、6つに地域が参加・協働する公園づくりの6つの基本方針に基づき、主に花木の植栽計画や歴史文化の活用を主とした整備の方向性を示したものでございます。構想の具体化に当たりましては、個別の事業を具体的に計画し、詳細な調査・設計を行った上で、事業費や事業期間を定めることとなります。

その構想の一部を事業化したものが「“花のまち柴田創生”「花（桜）回廊」で息づく市街地の新たなにぎわいの再生」を計画名称とする社会資本総合整備計画でございます。

社会資本総合整備計画につきましては、平成23年2月14日、第2回議員全員協議会で概要を説明いたしました。その中で、さくら連絡橋につきましては基本計画を23年度に、実施計画を24年度に、建設工事は25年度・26年度に、そして全体事業費は5億9,000万円と説明し、町のホームページで公開したものでございます。なお、花咲山基本構想を具現化する社会資本総合整備計画は、平成23年3月10日、全会一致で可決された第5次柴田町総合計画前期基本計画の重点プロジェクト「美しいまち創造プロジェクト」に盛り込まれました。その後、平成23年6月議会で全会一致で予算化されました。これまでの4年間で計画的に事業を推進したところでございます。

さらに、平成27年度から30年度までの後期基本計画においては、歩きたくなる町並みの形成の中で、花咲山の魅力と花回廊の回遊性の向上や、一目千本桜の景観の向上を図ることとし、現在各課連携して事業を展開しているところでございます。

4点目、住宅を買収し駐車場をつくる計画でございますが、誰がなぜこのような情報を出したのかははかりかねているところでございます。付近の住宅を買収して駐車場をつくる計画は現在のところはございません。私個人としましては、さらに船岡城址公園、白石川堤、一目千本桜に集客力が高まれば、花咲山基本構想の第2ステージとしてしばた千桜橋東側の民地を活用できればという気持ちは持っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） まず、1点目のまちづくり研究会の指摘の内容について質問したいと思います。

今、町長からの答弁によりますと、ソフトに特化というか重点を置いたような感じだということなんですけれども、私も入ってありましたまちづくり研究会、その時点から何回もこのようなソフト事業については提言が出され、研究がなされているんだと思います。またこのように新しいソフトを加えるということは、屋上に屋を架すような、そんな内容かと思うんですけれども、そういう危険性はないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まちづくり研究会が発足した目的についてなんですけれども、やはり自分たちの住んでいる地域が元気がなくなってきたというようなところでは、その元気がなくなった原因は何なのかというようなことを分析しながら、今自分たちができるものは何かというような切り口の中で、今回まちづくり研究会のメンバーがこの構想をまとめたということです。いろいろと会議を何回もやっている中において、昔は槻木地区としての大きなお祭りが年に1回、2回と開催されていたと、そういうようなものがやはり槻木のまちづくりのコミュニティの維持には大きな役割があったのではないだろうか。そういうような視点で、今忘れかけているそのつながりをもう一度復活してみようというようなところで、この構想が一つずつ動いてきているというようなところでは、

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私がソフト事業を何回も繰り返しているということを今述べていたんですけれども、私は実際的なまちづくりのハード事業を住民組織のほうに提案として投げってみるという形もこれから必要になってくるんじゃないかと思うんです。その理由なんですけれども、岩沼に震災の集団移転という形で玉浦西地区の集団移転工事がありました。これは私も中に何件か住宅を設計しましたので、その中身を実際見ているんですけれども、地区を選んだのは確かに行政の方々がこの辺の集団移転を決めました。けれども、中をどういうまちづくりにするかは全く住民に委託したんです。そして結局ほかの地区は全て道路をつくる、公園をつくる、それを全部行政主導でやっていったんですけれども、玉浦西については地区の住民が集まって何回も協議を重ねながらつくっていった。結果はどうなったかという、急がば回れという形で、その玉浦西が宮城県のトップを切ってまちづくりを完成させた。そういう形で、その地区の方々に自分の地区のハードを考える力が備わっているんじゃないかと思うんです。例えばこの中で出てきている4番目、これから話していくんですけれども、道路の狭さについてどういう問題がありますか、どういう解決方法がありますかというの、これは地区に住んでいる方が一番よく知っているんです。ですから、その地区の方々が動き出したら、早いんで

す、行政がやるよりも。そういったこともこれから必要になってくると思うんですけども、例えば商店街のあり方、道路の進め方、維持管理の仕方、そういったハードを槻木まちづくり研究会のほうに投げてみる、あるいは話題として提供してみる、そういうことは考えられないですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回の作業に当たりまして、まずその地域の課題というようなものの抽出から入りました。その中において、今までの方たちがやってきているというようなところでできなかったところ、これについても自分たちがそういうようなところがかかわるにしても時間もかかる、費用的なものもやはりめどがつかない、こういうようなところで実際的にはこの構想の中にもあるんですが、その部分についてはやはり自分たちのできる責任の範囲の中ではないだろうと、そういうようなところで課題は一つ整理させていただいて、ソフトのほうにシフトさせていただいたというところです。

特に槻木地区については、皆さんが言うのはまず地域として住みやすい、生活しやすい、この論点の中で今あるものをいかに生かすかと、この視点の中でまちづくりを進めたほうが現実的にいいのではないかとということです。ですから、初めに構想的に例えばこういうようなハードをつくるためにはどうするか、そういうようなところも必要なんだろうけれども、今回求めた内容については皆さんがそういうようなところでソフトを中心というようなところでした。実は町のほうから児童館を建設したらとか、美容院をととか、そういうようなハード的なところも提案しました。そうしたら、皆さんから言われたのはハードは必要ないということで、まずソフト、地域のコミュニティ、これをまず一番最初に地域の資源として活用しようというような、そういうような形で出てきたところです。ですから、実際的には我々のほうとしても地域の課題でいろいろと議会での答弁も質問もされておりましたので、そのテーマも踏まえて出してみたいんですが、なかなかそこまでは住民の方が踏み込んでいただけなかったというところも現実にはありました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） コミュニティの話が出てきたんですけども、地区計画においてまだそこでもコミュニティ、42のコミュニティができて上がってくる、そうすると槻木まちづくり研究会でまたコミュニティを考える、何かこれを私は屋上屋を架すんじゃないかという表現をしたんですけども、違うんですか。このコミュニティの違いというのを教えていただきたい。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回42の行政区に地域計画の中でコミュニティというようなどころでお願いしたのは、まず一番原始的なというか、最先端となる地域の輪というようなものがあるだろうということです。小さなコアです。それを束ねるものがやはり地域だろうというようなどころで、今回槻木まちづくり研究会については地域、各行政区のコミュニティではなく、そのコミュニティを束ねるような、一つ上の階層を目指したところのつながりというようなものでもまとめているというふうに認識しておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、聞き方によると例えば船迫とかそういったところにあるような地域を幾つか束ねる、例えば小学校区一つを基準にするような、そういったことをこちらのほうに求めるといふ、そういう意味も含むんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 将来的にはそういうような形のスケジュールに持っていきたいということもありましたので、まずその一段階としてそういうような手法を今回とらせていただいたというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） わかりました。私は住民のほうの組織力あるいは知恵、いろんな経験、その積み重ねからして十分に自分の町の将来、ハード面を含めて、ソフトに限らずに、例えば公民館が必要じゃないか、そういうふうになるんじゃないかと、いろんな話をしている中から出てくると思うんです。そういったハードを含めたまちづくりというのもこれからそういった地区計画の中に当然入ってこなくてはいけないと思っておりますので、その辺はちょっと検討していただきたいと思います。

あと、船岡・槻木の地域によって違うまちづくりプランが必要ではないかというところなんですが、確かに総合計画を見ますといろんなミッションというかビジョンが載っているんですが、ただ、それを幾ら積み重ねていっても、柴田町全体がどういうふうな形になってくるのかというのがどう読んでも見えないんです。そういった形のプランニングというのは、今回の総合計画の中では入れなかったのか、それともつくれなかったのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回の後期基本計画については、実際的には前期の基本構想の踏襲というような位置づけの中で作業をしておりましたので、まず8年間の基本構想の

達成という視点の中で入れておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） これはその次の地区計画とも絡んでくるんですけれども、船岡のほうの大沼通線、あれが開通してから柴田町の交通量が新しく、今までの形から変わった通行量が出てきていると思うんですけれども、そういったことも考慮されていない感じがするんです。大沼通線、私は時々見るとかなり交通量が激しくて、今までの流れ、従来のまちづくりの考えとは違った交通量、あるいは流れができてくるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことはどこかに影響される、あるいはまちづくり、地域計画が変わるということは考えておられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まず地域計画等については地域の各行政区の課題、それを解決する手段の計画というようなところですね。実際的に大沼通線とかそういうようなものについては次回、つまりは第6次総合計画の土地利用とか、そういうような計画の中において議論をしなければならないというふうな考え方は持っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） では、地区計画あるいはこれからの用途地域を考えると、大沼通線の交通量というのは大変になってくると思うんですけれども、交通量調査というのはなされているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 県道の話になるかと思うんですけれども、具体の交通量というのは調査していません。私たちも確認はしていません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） これを聞いたのは、あそこに大型のショッピングセンターというかスーパーが出ている、そういった形でかなり交通量が多くなってきて、あそこが今までとは違う一つの商業圏を形成しているような、私にはそういうふうに見えるんですけれども、商工観光のほうであの辺が一つの商工圏というふうに考えておられるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今交通量が増大して、商業圏というお話があるんですけれども、その前にやっぱり都市計画用途があって、将来ここには道路ができてくるということで用途地域の色塗りをされて、その用途地域の色塗りをされたとおりにまちづくりが進んできてい

るという理解をしていただくのが本来だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かにそのとおりで、用途地域を見るとあそこは住居系なんです。商業系じゃないんです。今新たに流れが変わってきているんじゃないかと言ったのは、そういった商業系をやるのであれば例えば近隣商業地域とかそういった形に色塗りしなければいけないと思うんですけれども、今のところあそこは住居系、第一種住居地域だと思うんですけれども、それは大型商業施設はできない地域なんです。そして、新栄通線からはできてくるんですけれども、あれはもっとひどくて、低層住居専用なんです。ということは、普通の店自体ができないという地域にしているわけなんです。新しい道路ができて、全体の流れが変わって、一つの商業圏として成り立っているように私には見えるんですけれども、そういったところを行政のほうでせつかくその流れが出てきているのにそれに歯どめをかけるような用途地域にしている、もうこれは次の段階でやろうと思っても、プランがなければできないわけですから、そういったプランなり、どういうふうな形で、2番目に言いました槻木・船岡の全体的なまちづくりの構想というのは全然お持ちでないんですか。でなければ、新しい一つの、今までは例えば船岡の駅前の道路、その辺が相変わらず商業地域になっているんですけれども、それ以外の商業圏あるいは商圈というのは考えられないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 考え方だと思うんです。初めに都市計画そのものが、都市の乱開発を防ぐために都市計画法でいろんな規制をかけていくわけです。先ほどの玉浦西、新しくまちづくりをするのであれば真っ白なところに始まるので、いろんな構想の中で色づけができると思うんです。ところが、町というのは歴史とともに商店があつたり、住宅ができていたり、工場があつたりということもあるので、そういったことも包含して色塗りをしていくんです。なので、今の色だから大型ショッピングセンターが来ないじゃないかという議論は当てはまらないんじゃないかと思います。そういったまちづくりをするときには、当然都市計画をするときには次の色塗りを模索していくということになっていくんだと思うんです。一つ一つの細かい部分を捉えて、ここにはこれができないんじゃないか、だから色塗りが違うんじゃないかという議論では、なかなか都市計画は申しわけないですけれども議論はできないのではないかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私が言っているのは、そういった細かい話じゃなくて、町全体のまちづ

くりのプランのことをお話ししているので、どういうふうな形の柴田町の将来像を描いていくかという、そういうお話を今しているのであって、そのところ、単に用途地域が違うという、そういう小さい話じゃなくて、柴田町の将来を、例えば10年先、20年先、どのような柴田町構想を持っているかということは今から考えていかないと、もう全部住宅が建ってしまったから用途を変えるということはもうできない話になりますので、その辺のことを私は言ったつもりですので、検討していただきたいと思います。

次に行きまして、道路の問題、進めていきたいと思うんですけども、槻木172号線、これは道路幅を見ますと5.8メートルから37.1メートルぐらいでありまして、車道のほうは結構いいんです。ただ、私が問題視しているのは歩道なんです。あそのところ、電柱が立っておりまして、電力柱が立って電話柱が立って、電話柱は歩道の真ん中に立っています。そして、歩道をふさぐような形になっています。あそのところ、歩道の幅、一番狭いところでどのくらいあるか知っていますか。どなたかわかる方がいらしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） ちょっと測定はしていないんですけども、多分現況幅で70センチだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 実測しますと55センチです。これは縁石のところ、それとガードレール、内々で、その中の出っ張りがありますので、その内々をメジャーではかると55センチでした。これは実測しました。

それで、町のほうを見ると、例えば人が歩く有効幅として70センチ、これが規格化されておりますし、自転車で1メートル、あるいは車椅子でも1メートルなんです。今これから高齢者が多くなってくる、シニアカーも1メートル幅が必要なんです。55センチではもう通れないんです。そうすると、自然に車道に出ていくしかない、こういう状況が今の槻木の歩道なんです。今までのお話を聞いていますと、船岡のほうではフットライトというんですか、歩道の照明のほうまで話が出ていますけれども、槻木ではいまだにそういう状況なんです。これを何とか改善する方法というのは考えられているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 先ほど現況の歩道で70センチ、秋本議員55センチ、歩車道境界ブロックまで入っているのが70センチなんですけれども、15センチ引けば55センチなので、多分はかっているところは一緒だと思います。

この道路そのものは、震災の後に舗装復旧する際に歩道も一緒にできないのかというような声もあったんですけども、災害復旧ですので舗装の工事だけしか認められないという中で、実は余りお気づきでないかとは思いますが、道路の高さを一部下げているんです。もとの道路はもうちょっと高かったんです。実は舗装するときに少し削って、下げているんです。なぜかという、道路の高さと今の歩道の高さが、早く言えば道路が高いわけです。将来歩道をつけようとしたときに、本当はこれが平らになっていることが望ましいということだったので、道路の高さを若干下げているんですけども、なかなか現況の歩道との高さの段差が解消できない。あわせて、隣接する家屋の6割強が下げた今の車道の高さよりも低いか高い家ばかりなんです。ということは、今の道路の高さにすれば6割強、7割近くが各宅地で乗り入れができなくなるという状況にもなるんです。そんなことで、歩道の幅員が狭いということは重々承知なんですけれども、先ほど町長答弁したとおりできれば電柱を限りなく移して、幅を幾らかでも確保するとか、いろんな工夫がやっぱりこれから必要だということは認識しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほどちょっと言ったんですけども、電話線、NTTだと思ってしまうんですけども、その電柱が歩道の真ん中に立っているんです。あれを移設するだけでもかなり違うと思うんですけども、そういったことはお願いなり、何か方法は考えられないものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 当然歩行スペース、当時は道路占用ということで県道、古くは国道でしたけれども、多分その当時に道路管理者が許可をして、占用物として今存じていると思うんですけども、実際に通行上支障があるということであれば、私たち町のほうから管理者のほうに話をして移設の要請はしていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私がこれを実感したということをお話ししたいと思うんですけども、私趣味でいろんなお祭りを撮って歩いておまして、東北中大体歩いたつもりなんです、メインのお祭りのところは。お祭りをやるものですから、実際に生活している人の姿を撮りたいという形で、必ず町の裏通りのほうを歩いていきます。それで大分歩いて、そういった経験を持っております。そしていつの日だったか、槻木のまちに帰ってきたときに、U字溝の上を歩くようになるものですから、ところどころでぼこぼこ音がするんです。そういう暗いところを

ぼこぼこ音を立てながら歩いてくると、こういう歩道を東北のどこかで感じたかなと思ったときに、そういうのはなかったんです。経験したことの無い、いわゆる寂しさというんですか、それを感じたんです。そうすると、槻木の歩行者の環境というのがいかに劣悪な状況になっているかというのをそのとき実感したんですけれども、それを何とか改善したいと今も思っておりますし、これから提案していきたいと思うんです。

それで、きょう皆さんにお渡しした紙、道路の地図が書いてあるやつがあるんですけれども、この中で路側帯の設置方法、生活道路という形で、これを川口市で実際にやったその結果についてホームページから拾ったものなんです。道路幅は全く同じです。ですけれども、あえて中央線をとってしまっただけなんです。そうしていくと、結果として皆さんが注意して走るようになって、スピードを落として、それで歩道が広がって、皆さん有意義に過ごせるようになったという、そういうふうな形なんですけれども、これを見てどう思われますか。こういう形があるんだという、実際にやっているところがあるんだということの例として出してみたいんですけれども、こういう方法は考えられないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） ご存じでしたかということですので、ほかでやっている事例は多数確認はしています。ただ、これをもって槻木172号線、今問題になっている道路の歩道整備ができるかという、これはまた別の話になってきようかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） ありがとうございます。実際にやっているところがある、確かにU字溝なり歩道の縁石、いろいろ問題があるので、そのままイコールとはならないことは十分承知しているんですけれども、ただ一つのやり方としてこういう方法があるということ踏まえた上で、そして先ほどの話にもた戻るんですけれども、住民が、そこにいる人たちが納得しなければこれは話が進まないわけです。こういった形をある程度住民組織に提案として出すということもこれからのまちづくりとして考えられるんですけれども、そういうことはどうでしょうか。考えられないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ハードを伴うまちづくりについては、全くやっていないわけではなくて、槻木地区でももうやっているんです。平成8年、平成9年、私が大河原で振興室長をしていたときに槻木駅からバイパスまで都市計画街路を投入すると。その際に、槻木駅の再開発事業をやるということで、地域の住民、県から行ってみんなで話し合った経過がございます。ま

さにハード事業を伴った地区計画という、法律には基づいておりませんが、都市計画街路を入れることによって町なかをハード的にリニューアルするということでした。ただ、残念ながらその地域の土地所有者、大地主がおりまして、その方の反対によって潰れたということですので、なかなか住民がみずからまちづくりにお金を出してやるという時代ではないというのが一つ。

それから、当時は土地区画整理事業とか地区計画とか市街地再開発計画とか有利な、実際にまちづくりプランを実現する整備手法がございました。そのときに土地区画整理事業というのは町のリニューアルには一番いいんですが、採算が合わないと。そのときに公共施設を投入することによって採算性を保ったというのが実際の土地区画整理事業でございます。人口が減る中で新たに公共施設を投入するのは、公共事業マネジメント論を唱えている秋本議員からするところの手法もとれないということでございます。ですから、船岡地区、槻木地区の全体のまちづくり構想のマスタープランはできますけれども、残念ながら絵に描いた餅になっているのが今の現状です。たてられないのが実情でございます。それを地区住民に合わせてハード事業を伴ってやるというのはまた難しい、ましてや道路整備を伴うものについて住民みずから考えろというのはもう困難だにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 槻木駅の再開発、それは私も知っております。大変に恥ずかしい話だと思っております。ただ、そういったことがあるのであればこそ、先ほどから言っているように住民の力というのはある程度私は信じるほうなんです。そこにいろんなデータを出して、サポートするような側面からの支援をやれば、必ずその地区に合ったまちづくりはできると私は思っております。ただ、それをどう支えていくか、行政としてどういう仕事ができるのか、それはこれから考えていかなければいけないと思っております。

また一番最初に戻るんですけども、槻木は船岡に比べて商業とかそういったものはおくれでおります。であればそれを逆手にとって、本当に住宅地として最適な住宅地をつくっていく、これも一つのまちづくりの手法じゃないかと思っております。そうすると、今例えばいろんなところで震災後空き地が出ておりますけれども、そういったところもミニ公園化するなり、そういった住環境をよくするという形で、幾らでも提案することは可能だと思うんです。そういったこともこれから含めていかなければいけないと思っておりますし、実際に道路幅を広げる、それは住民がお金を出すということとイコールじゃないんです。知恵を出して、みんながそこで話し合っていて決めていく、これは十分可能だと思いますので、これからその方

向も考えて、次年度の地区計画になるのかもしれませんが、これから考えていくべきだと、これは一つの私からの提案ですので、進めてもらいたいと思います。

それでは、大綱2問目のほうに行きたいと思います。

きょう皆さんにお渡しした裏のほうに、古い周辺地区のプランニングが出てきたものですから、こういうのがあったんだということで、これは町の広報のやつからスキャナーをかけてとったものです。アメニティータウン計画という形で、白石川の利用計画、それと船岡城址周辺の整備計画……、間違いました、ふるさとロード計画というのが3本立てでありまして、このようなパースといいますか鳥瞰図をもって説明されていたんですけども、町長が言われました花咲山構想は再開発ではないという話でしたけれども、どこかにこういうふうな図面化、目に見えるような可視化の形で示されているものはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回、平成22年において県の市町村振興の補助金を活用させていただいた花咲山基本構想、その中においてある程度のゾーニングというようなところで示している資料を既に議会等にもお出ししているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） その前に、私ちょっと失礼いたしました。国土交通省で進めている話の説明責任の話なんですけれども、ここで言っている公共事業というのは、定義はどういうふうな形で、何を公共事業としているかお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 国土交通省所管の公共事業という捉え方でいいと思います。今国土交通省に、中央省庁再編で変わっていますけれども、実は建設省当時から説明責任をというこの話が出ていますので、当然旧建設省、現在の国土交通省所管の公共事業ということで、ただ他の公共事業にも当てはまると思いますけれども、私は国土交通省という捉え方をしています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに国土交通省なり役所、いわゆる行政がやる仕事、それを国土交通省の話では公共事業という定義としてやっているようです。ですから花咲山構想、そういった形で町が主体的にかかわること、これは公共事業に該当すると思うんですけども、違いませんか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） そのとおりだと思います。全て公共事業に包含されているのだと思います。ただ、先ほどの文面の紹介は建設省から受けた国土交通省のお話でしたので、あえて国土交通省と申し上げさせていただきました。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 花咲山構想の具体的な整備計画の部分は公共事業であります。この花咲山構想は協働で植栽をするということが入っておりますので、ソフト、ハード、公共事業以外のものも含んでいるということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かにハードとソフト、それがまぜこぜになっているというところは私も知っております。ただ、今まで私たちが見ているもの、それは例えばしばた千桜橋であったり、頂上のトイレであったり、いろんなパーツの部分の構想は聞くんですけども、園路に照明を入れるという話をきょう初めて聞いたんですけども、そういった次から次に出てくるような話がつながっておりまして、全体としてどういう形にまとまるんだという、そういった構想なり計画なりプランが私には見えないんですけども、どこかそれが出ているところはあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 議員全員協議会でお示しした概要に載っておりますので、これだけではないんですが、全体の計画は植栽計画でございますので、議会にはこのような形でお示しをさせていただいているところでございます。たまたまきょうは2枚しか持ってきておりませんが、あくまでも花咲山構想は花咲山としての植栽計画、歴史を活用したマスタープラン的なものということでこの議会に提案しておりまして、その個別の事業については活用できる補助金、それが社会資本総合整備補助金でございましたので、概要はこの図面だということで、そのとき秋本議員はいらっしゃらなかったのではわからないと思いますが、改めてコピーして差し上げたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今回の平成26年度の施行の実績、それも私見ていたんですけども、例えば花木を植栽する、それにしても5,000とかかなりの数を植えていく、そうするとそういった形のほかにも例えばきょう出てきました、園路の照明の問題、あるいは全体として、あそこは館山という一つの地域名がありますけれども、そこがどういうふうなハードを含めた上で開発されてくるか、それが私には見えないんです。例えばこれは昔のアメニティー計画を出して

きたんですけれども、こういったものが1枚あれば、これはもう雄弁に物語るんです。なぜこういうのが出せないのか、教えてもらえないのか、それは誰がつくるのか、ちょっとその辺が私にはわからないんですが。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この資料あげます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（加藤克明君） では、次に移ってください。

○4番（秋本好則君） 今、町長から資料をいただきまして、今初めて見るんですけれども、植栽は確かに植物園、あるいは駐車場、散策路、これは書いてあります。ここのところにふれあいガーデン。トイレはないですね。ハードの面、例えばここにこういうものをつくると、そういった計画というのはその都度その都度必要に応じて次から次に出てくるということなんですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） トイレは新たにつくるわけではなくて、トイレは昔そこにありました。ですけれども、なかなか予算がないものですから、構築できなかったということです。ですから、この花咲山構想で新たに施設をつくったのは展望デッキとしばた千桜橋ということになります。そのほかは既存の施設があったので、それをリニューアルしたというふうにお考えください。トイレも、観音像の今回の再整備もあったと。それから、コミュニティガーデン、あそこは昔は別な形で菊の栽培場でしたが、それを町民の手でコミュニティガーデン花の丘柴田というふうに変えたということで、全く新しく開発したのは展望デッキと、展望デッキから行く今やっておりますしばた千桜橋、それから親水公園、桜の小径というふうにお考えください。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かにこの植栽計画はこれでわかります。ただ、ここに付随するいろんなハードがあると思うんですけれども、それがどこに出てきていて、なぜこういうのをつukれないかという、そういう質問をしているんですけれども、こういうものはつukれないものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 先ほど町長が答弁しましたとおり、基本構想、マスタープラン的なものを決めて、その中で具体化して事業化していくというときに、一つ今出てきましたしばた千桜橋を社会資本整備総合計画として新たな図面をお出しして説明をして、事業を実施し

ているということになるんです。これは基本構想の段階で全ての事業を盛り込んだ形の絵をつくるというのはなかなか非常に困難ではないかと思えます。単なる絵面ということであればいいんですけども、やっぱり構想と基本計画と実施計画と分かれていく必要があるんだと思うんです。構想は今秋本議員の手元にあるとおりでありますけれども、もともとあったトイレを新しくするとか、もともとある施設を利活用して、新たにしばた千桜橋絡みについては社会資本総合整備計画ということで新たな事業計画で説明をしているということで、ご理解いただいでいいのかというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私が先ほど公共事業かどうかと聞いたのはまさにその点でありまして、国土交通省のほうで説明責任、アカウンタビリティについてやっていることは、各段階における評価を充実させて、そして広く情報を提供していった、限られたお金を最大限有効に活用する努力を行うとともに、そのプロセスについて向上性を向上し、公正さを確保することが公共事業を行う者の責務と考えているという形で、とにかく全体がわからないうちに今度はこの計画をやりましょう、そしてやっていったときにまだこれが必要でしたという形で出てくるということが、その繰り返しだったように思うんです。何か全体像とするマスタープランというか、構想だからできないんだということではなくて、構想を実現するためには実行を出していった、この計画にどういうふうな形でそれをつくっていくかということ、それをオープンにすることが説明責任だと思うんですけども、違いますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） ですから、先ほど言ったように基本構想を立てて、議会にも説明しましたけれども、その前の構想に至るまでに経過報告、5ページにわたって議会への説明、住民への説明、各団体への説明、全てやっているということでございます。これについては、秋本議員が議員になる前のさくら連絡橋を考える会にもお出しさせていただいたので見ているのではないかというふうに思っております。あくまでも構想を植栽計画と、それから歴史資源を活用して全体構想でお手元に差し上げたやつは議会に公表するし、新聞でも報道いただいたし、商工会にも、それから町民にも説明をしている。その具体的な事業については、同時期に社会資本整備総合交付金ということで2月の議会にもちゃんと図面を書いて説明している。これに対しては広報しばたでもきちんと報告をしているということでございます。ですから、その構想の中でやるというのはあくまでもしばた千桜橋の建設、それからそこに結ぶ館山4号線の整備、それから園路整備、それから既存の施設のリニューアルということが書いてあります。

ですから、新たな計画がそこに次から次へと出てくると解釈すること自体にもともと誤りがあるということでございます。既存の施設をビルドアップというんですか、レベルアップしたものでございますので、それについても全て毎回毎回手続をとって住民に説明したと。ただ、住民に説明したところが正しく伝えられなくて、誤って情報が流されたために混乱したという経過があることもご理解いただきたいと思います。それから、議会でも再三再四にわたりましてここに社会資本整備と花咲山構想のやりとり、こんなにもやりとりした経緯がありますので、あとお見せしたいというふうに思っております。ですから、もう初めから説明されていないという前提で思うからそうなので、まずは事実確認をしてください。そうした上で、足りなかったことはこれから改めていく、そういう方向でないと、お互いに批判し合っているでも生産性がないので、じゃあ何をすればよかったのか提案していただくとありがたいというふうに思います。

それからもう一つは、この議会で聞いていますと役所だけが説明するような感覚でいるのはもうやめてもらいたいと思います。議会のほうでも、やっぱり決まったことについてはできる範囲内で町民に正しく伝えていただかないといけないのではないかとこのように思っております。はっきり申し上げまして、秋本議員には何回も私は訂正文を差し上げたつもりでございます。桜の木はやむを得ず1本しか切りませんと言って、訂正もお願いしました。それにもかかわらず、9月から11月まで秋本議員の事務局の名前が入ったチラシを町民にまき続けておりました。議員になられて、柴田町の今回のしばた千桜橋の関係で議会で私が答弁いたしました。結果的に枝払いはしましたけれども、1本も切りませんでしたと。それについて、どのような方向で町民にお伝えしていただいたのか、反問権ではありませんけれども、後でそこっと教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つです。情報の提供のあり方なんですけど、これは住民懇談会だったか出前講座で、考える会からの要望で、槻木地区だったと思うんですが、確かに秋本議員だったと思うんですが、桜の本数、その時点では私の頭の中にはありませんでしたので答えられませんでした。それは事実です。でも、きちんと調査した結果がありましたので、考える会には文書で、1,034本だったと思います、ありますというふうにお答えをさせていただきました。それについても、正しい情報を伝えたにもかかわらず、相変わらず町長は答えられなかったというのを引き継いでおりました。このように、情報提供というのは本当にどの辺から正しい情報をすればいいのか。ですから我々は基本構想、実施設計、議会にはここまで出しております。ですから、議会のほうで詳細設計まで出せと、それでないと議論ができないというのであれば、議会

の皆さんで話し合っ、この判断をするにはそういう資料が必要だということにつきましてはできる範囲内で出していきたいというふうに思います。ですから、その辺をどの辺のレベルまでをこの議会の中の議論の中で提供していいのか、とにかく話をまとめていただきたい、それに対しては答えていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今町長から答弁がありましたけれども、その中で1カ所、間違いがありますので訂正させていただきたいと思います。

行政の説明責任というのは行政にあるのであって、議会にはありませんので、これは行政がどういう施策をもってどういう行政運営をするかというのは行政の説明責任です。議会が説明する内容にはそこは入っておりません。これは住民自治によるまちづくり基本条例に書いてありますので、そこだけは訂正させていただきたいと思います。

それと、全体計画、こういった図面がなぜできないのかといったときに、今まであるものをリニューアルするからということだったんですけれども、このところをリニューアルするんだという、そういった図面的なものはできると思うんです。全体的にこうあって、ここに今何があって、これはリニューアルします、ここは新しくしますという、そういったものが一枚あると、百言を尽くすよりも一枚の絵があったほうがよりわかりやすいし、正確に伝わると思うんですけれども、そういったこともできにくいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回、議員の手元にあるような資料の中で、町民にご説明申し上げたのは基本構想のコンセプトから始まって、整備手法までのペーパーと、基本構想図ということでカラー刷りのもので、こういうイメージでこういうような考え方でここにはどうというような手だてを加えますという、本当のマスタープラン的な概要図を作成させていただいて、町民の皆さんには説明してきているというようなところです。秋本議員の提出するような資料ではなく、館山全体として花咲山構想としてどうというような観点から必要なのかというようなゾーニングを含めた中で今回絵をつくりまして出させていただいていると、これが基本的な花咲山構想の基本構想図というような位置づけで行政が考えているもので説明をしてきているというものです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） また同じことをやるんですけれども、確かにここは植栽図はあります。例えばこの図面に、例えばこの歩道についてフットライトをつけますとか、このところの

手すりを直しますとか、今既存のものを改修するのであればその部分をつけ加えるだけでも十分違うと思うんですけども、そういったことを私は要求というか、それが資料としてあれば一番わかりやすいんじゃないかと思って言っているんですけども、それもできにくいですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 町の公共事業を実施する場合には段階があるということもご理解をいただきたいと思います。まず基本構想をつくって、議会の中に全体構想をお示しすると。そしておおむねいいだろうと、議決がありますけれども、次は基本計画を立てると、それでもまだアバウトな数字しかできておりません。ですから、次は基本設計です。ここまで来れば大体の数字が出るのではないかということで、基本構想から基本設計、実施設計と段階を踏んでやっていきますので、もし次の段階として例えば手すりをつけるというのであれば個別の政策でやらざるを得ないと。というのは、花咲山構想を具現化する国の補助制度がないんです。あるのは知恵を使って社会資本整備の例えば公園整備だったら使えますということです。ですから、社会資本整備総合交付金は館山だけの構想ではありません。新栄通3、4、5、6ですか、そちらのほうもやれます。船岡城址公園の整備もやると。ですから、今度やる場合には手すり関係です。このようなものがあるかどうか、もしあれば全体の中で予算をとって、手すりを設置しますというふうにしたいと思いますし、園路についてはさっき言った社会資本整備総合交付金の中に園路整備は該当しますということであれば実際に設計して工事に入ると。ただ、そこには照明の説明はありませんので、これは単費でつけさせていただきたいというふうに、段階ごとにいろいろ経過段階に熟度が違ってきますし、対補助金の関係もございますし、そういうのを組み合わせてやっているのだから、社会資本整備総合交付金が全体の植栽計画、手すり計画、園路計画、その膨大な計画を積算することさえ実はできないということもございます。ですから、段階を経て細かくその都度その都度議会には説明して、了解を得てきたということもございませぬ。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに基本構想、実施設計まで行くのは、それは私もわかります。ですから、私がお願いしているのは実施設計の図面を出してくれということを言っていないんです。これが基本構想であれば、基本構想でいずれここもやりたいんだ、いずれここもやりたいんだというものが今の段階でわかっているのであれば、これを入れたものが一枚あると説明するのに非常に楽じゃないかと。百言を尽くすよりもこれ一枚を見せて、今回はこの部分がうま

く補助金がついたからやります、この次はこういう補助金がつくからこれやれるんですというふうに、そういった説明資料が一枚あっただけでかなり違うと思うんですけれども、違いますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） ですから、社会資本整備総合交付金は平成22年度に新たにできたんです。ですから、同じ計画を整備する段階ではどの整備手法がとれるかわからないということになります。その時点で全ての事業を単費でやっていいと議会のほうで了解をいただけるのであれば、それは全て実施設計をもとに金額とか細かいところ、ですから基本構想の場合はあくまでも植栽計画をやる、それから歴史を活用する、その際にハード事業としては園路整備をやる、それから新たな公園、植物園という表現をしていますけれども植物園をつくる、それから魅力ある回遊ルートをつくると、その段階までしか基本構想の場合は出せないということです。ですから、あくまでもこれは議会との絡みでどこまで出せば判断できるのか、そのためにはまず相当の予算をつけなければなりません。基本構想は300万円で作っておりますので、300万円の基本構想だけの資料しかつくれないということです。それが実施設計まで金額も出せと、いろんなことまで入れろとなれば、相当な金額がかかります。それで判断した結果、これは議会としてはだめだというのであればその金は無駄になるわけです。それでもこれからはいいんだと、とにかく実施設計並みに全体の事業計画を出して、それでないと議論できないということであればその方向にしますけれども、結果としてそれが議会とは考え入れない、無駄になったとしてもそれは執行部としてはやむを得ないと、それを町民に理解してもらわないと、何だ5,000万円もかけてつくれないのかと、これはまた別な批判が来るんです。ですから、これについてはどこまで出せば議会として判断できるのか、これまでの議会は残念ながら秋本議員以外の議員さん方については採決をしてみますと反対ということについては4人が最大でありましたけれども、さくら連絡橋についても詳細設計については全会一致で賛成もしていただいております。そういう過去の例をきちんと検証した上で、今後の公共事業については議会としてどこまで出せば判断できるのか、それは議会のほうで議長を中心に決めていただければ、我々としては提出することはやぶさかではありません。その際、無駄だと後で批判のないようにだけはお約束していただかないと困るということを申し添えさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） もう時間なので、おしまいなんですけれども、私は実際的に金額を入れ

たような実施設計を見たいと言ったことは1回も言ったつもりはないんです。基本構想としてまとめて、ある程度年次、お金、それは全く別にして、基本構想ですから、計画じゃなくて構想の段階でいいので、その段階である程度こういうことも将来にわたって、何年先になるかわからないけれどもやりたいんだということがあるのであれば、それを一枚の絵にまとめて見せていただく、それが全体の構想を理解するのにどれだけ役に立つか。多分その構想を入れるとか図面化されるのは町長しかいないと私は思っておりますので、町長ができないと言えど誰もわからないんです、この話は。だから、これを何とか一枚の絵にして皆さんに見せること、これが花咲山構想を理解する最短の道だと私は思っておりますので、その辺、私は何回も繰り返しますけれども実施設計の資料をお願いしているんじゃないかと、構想の段階でいいのでこういう計画があるんだということを前もって教えていただければ幸いです。そういうことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時25分から再開いたします。

午後2時11分 休 憩

午後2時25分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、11番広沢真君、質問席において質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。大綱1問質問いたします。

マイナンバー制度のリスク管理と町民への情報提供は。

国の制度変更によって、社会保障・税番号制度が準備されている。国民一人一人の個人情報を一括管理して照合できるようにする制度ですが、国の非常に楽観的とも言える説明に対し、マイナンバーで管理されようとしている年金の個人情報漏えいなどが相次ぎ、デジタルデータによる個人情報の管理には大きなリスクが伴うことが、事実で明らかになっているもとのマイナンバー制度になります。

国の制度変更なので、町レベルで実施する、しないの話はできないわけですが、町としてのリスクを踏まえた情報管理とそのマニュアル、職員への研修、町民への広報など、さまざま

な課題があると考えます。

そこで伺います。

- 1) マイナンバー制度のリスクと問題点についてどのように捉えているのか。
- 2) 職員の研修をどのように行い、リスクについてどのように伝えているのか。
- 3) 町民への広報の方法は。
- 4) 万が一、情報漏えいが起こった場合の責任の所在は。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、マイナンバー関係で4点ほどございました。

1点目、マイナンバーのリスクについては、さきの斎藤議員からの一般質問にお答えしましたとおり、個人情報外部に漏れるのではないかと、個人番号が不正に利用されるのではないかと、国により個人のいろいろな情報が個人番号をキーに名寄せ、突合されて、一元管理されるのではないかと懸念の声があります。

2点目、職員の研修とリスク対策について、町では昨年6月に番号制度に係る各種作業を推進するため、副町長を本部長とする番号制度準備本部の体制を整えています。推進体制では、職員への研修の実施や個人番号を取り扱う事務の整理のほか、個人番号の適正な取り扱いのため条例改正案をまとめています。本会議において、個人情報の取り扱いに係る個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご審議いただくことになっております。

番号制度の施行に伴い、国から個人情報の適正な取り扱いを確保するための具体的な指針となる特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが示されています。町では、このガイドラインに従い、事務取扱担当者が取り扱う個人情報の範囲の明確化、他の人が情報にアクセスできない仕組みづくり、教育・研修の実施など、安全管理の徹底に取り組んでまいります。

また、仙南2市7町窓口担当職員を対象とする研修が9月7日、8日の2日間開催され、マイナンバー利用開始後の窓口対応について意見交換を行うなど、マイナンバー導入に向けた準備が進んでいます。

3点目、広報しばた7月号、8月号に番号制度に関する記事を掲載し、8月15日のお知らせ版には個人番号通知カードの送付に係る記事を掲載しています。9月1日には世帯回覧で2種類のマイナンバーに関するチラシを配付いたしました。今年10月下旬から開催される住民懇談会においても周知を予定しております。今後も広報紙やホームページを通して町民の皆さんへ

の周知を図ってまいります。

4点目、特定個人情報保護の重要性に鑑み、番号法では個人情報保護法よりも罰則がおおむね2倍に強化されました。そこで、番号法、個人情報保護法の罰則に照らし合わせた処罰が行われます。また、漏えいした個人情報の内容及び原因次第では、漏えいされた個人情報の対象者のプライバシーの権利を侵害したとして、被害者である本人から不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあります。また、民法第715条に基づき、使用者責任を問われ、自治体が責任を負うことになります。

町では、番号法並びに特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に従い、個人情報の適正な取り扱いを確保するための具体的な方策を検討し、実践してまいります。万が一、運用面やシステム面での不備により情報漏えいが発生した場合は、町民からの信用失墜や社会的評価の低下を招くこと、民事・刑事責任を問われるということを十分に認識して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） くしくも昨日の斎藤義勝議員とほぼ同じテーマでの質問になりましたので、重複しないようにというのと、それから最初に挙げた質問文にも出しましたが、今回のこのマイナンバー制度というのはかつての例えば住民基本台帳ネットワークシステムのときなどと違って、自治事務ではなく法定受託事務として既に法定の自治体の義務として出されているものですから、それに対してこれをやらないでほしいとかと言うつもりは一切ないので、そのことは前提に置きながら、ぜひ質問をお聞きいただきたいというふうに思うんですが、問題がいわゆる個人の特定だけではなく財産やそういったものにかかわる非常に重大な情報を扱うこととなりますので、その部分について当然リスクはつきまとうということで、きのうの斎藤議員の質問から私の質問もそこに集中するわけなんですけど、ただやらないわけにはいかないので、じゃあきちんと手続をやっているのかどうかという部分で、当然やられているというふうには思いますが、確認の意味でそこからお話をしていきたいというふうに思います。

総務省が出してきたマイナンバー制度のかかわりで、自治体の準備の段階での役割として出されているものが幾つかあります。その中で一つずつ確認をしていきたいんですが、まず第一に自治体の中で運用している既存システムの改修という点で、特に影響を受ける内部システム、税務や社会保障のシステムなどを改修するということが挙げられていますが、その改修については滞りなく進んでおられますか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 昨年来から議会の議決を得ましてシステム改修が住民基本台帳、税というような形で一つ一つ確認されながら、国の補助金を活用してやってきているということで、とりあえずは今回の10月1日に向けての改修をほぼ終了させていただいているわけなんですけれども、ただ改修についてはこれからもまだまだ続くだろうということです。今回はあくまでも10月1日に通知カードを発送するためのまず準備のためのシステム改修がメインでありました。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） その際、統合宛名システムを新たに整備するというふうになっていると思うんですが、その部分についてはどうでしょうか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） これについても、総務省のモデルというわけじゃないんですが示された内容の中で確実に実行させていただいております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） システムの次は、同じくシステムにかかわるものですが、データを保存するために各市町村にサーバーが設置される、実質は情報についてはクラウド化して、外部に委託するというふうになっているんですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 昨年からの住民基本台帳情報をメーカーを変えて、将来の番号制を見据えたところでクラウド化も含めた中での住民基本台帳情報の改修をしておりますので、当然そのような形でクラウド化の方針の中で今準備をしているところです。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） そのほかに、特定個人情報保護評価というのが各自治体の人口規模によって行う内容が違っているというふうにもされているんですが、どういうことを柴田町としてやったのかというのを詳しくお話し願えたらと思うんですが。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 昨日も斎藤議員にお答えしました。もう既に町のホームページで公開している部分で19の業務があるということです。一つは住民基本台帳に関する事務において、どのような形でこの住民基本台帳の住所氏名、そういうようなものを活用するかというようなもの。そして、その活用についてどのようなリスクが生じるかというよ

うなところ。そしてそのリスクを解決するために町としてはどのような体制をとったのかと、こういうようなものを業務ごとに1枚1枚シートに整理をして、公表をしているというようなところ。これはもう既に昨年来から関係課で打ち合わせした中において、事務については今のところ19の業務について準備を終えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そのほかに準備ということで、今町長答弁の中にもありましたとおり個人情報保護条例の改定であるとか、あるいは手数料の改定であるとか、個人番号カードの発行に関する手数料の改定だとか、今議会に議案として提出されているようですので、その部分について、手続上の準備は着々と進められているというふうに思っています。その上で、これはきのうの斎藤議員の質問の中にも出てきましたけれども、通知カードが届かない人、あるいは番号が見つからない人という記述がいろいろ資料を当たっていると出てくるんですが、柴田町で届かない人というのはあるというふうなお話がきのうも出ていましたが、番号が見つからない方というのは柴田町におられるのかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） お答えいたします。

まず、届かない人ということについて、簡易書留というふうな方法でもってやります。それで、本人が不在であるというような場合は届かない場合があると。

番号が付されないということについては、住民基本台帳に登録してある方のみ到我がほうで発送するわけですから、そういうことはないと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。では、その記述にあったのは特に例外の人なのかもしれません。

あと、住所だけ残っていて所在が不明ということはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 実際そういう方もいるかと思えます。それはその後到我がほうで個別調査をやって、事実を確認して、もし配付できないのであれば私のほうでは国のほうにお伝えするというふうなことになると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、さまざまなサービスが開始されて、番号を認識していなかった場合にサービスが受けられないということは基本的に起こらないというふうに考えている

ということではないですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） これからいろんな場面でマイナンバーを記載することになるか
と思います。多分何らかの理由で配付されなかった、手持ちがないといった場面においては、
そのときに交付申請というようなことがあるのかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） では、通知カードが来て、次はICチップを埋め込んだ個人番号カード
の申請・交付になるわけですが、ICカードを扱うに当たって、個人のカードですから
さまざまな老若男女、若い人から高齢者までそれぞれのカードということになると思うんで
すが、ICカードを扱うことについての説明、さまざまな場面で説明はされていると思うんで
すが、当然混乱が起り得るというふうに思っているんです。昨日の斎藤議員の一般質問に対
するご答弁の中でも、パスワードを幾つも管理することになるというようなことがあって、特
に高齢の方なんかはもし仮に個人番号カードを持つというふうになった場合に、パスワードを
紛失した、忘れたというようなことが頻繁に起こるのではないかとこのように思っているん
ですが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然そういうようなこと、高齢者だけでなく我々も
常に起きるんだろうというふうに考えております。その中において、今回条例の中には入って
きませんが再発行、ICチップの中のパスワード変更とか、そういうようなものについ
ても国で200円という手数料を取ると、町では取らないんですが国のほうに納めると、そうい
うようなところも決められておりますので、再発行する場合は、初回は手数料がかかりませ
んが、2回目以降はICチップにそのような情報を書きかえするとき、もしくは追加するとき
についてはかかるというようにところで今準備を進めているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） その際の本人確認というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然個人番号カードをお持ちであれば、個人番号カード
が基本的にオーケーですが、お持ちでない方については運転免許証、もしくはパスポー
ト、そして通知カード、そういうようなもので身分の確認、そして本人確認ができるものがま
ず原則という形になっております。仮に受領が代理の方については、委任状を持ってき

ていただいたりとか、いろいろと今度は書類的に何層にもわたって準備をしていただくと、そういうような形で、ちょっと代理の方をお願いするには時間もかかるし、あと資料として添付するものも準備していただかなければならないというようなところで、かなりこの辺では混乱するのかなというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） パスワードの管理というのがやっぱり一番私はネックというか、ついぼろっと口から出てしまう場合もさまざまな例がありますし、それから私も実は仙南地域で共産党の議員団の中で最近SNSをやるような人が多くて、いろいろ教えてくれていて、出張して行ってくるんですが、その際「パスワード忘れたんだけどどうしたらいいんだろう」というのが一番多いんです。IDまで忘れてしまうともうどうしようもないので、最初からアカウントをとることになるんですが、だからその部分も含めた、ただ単に紙の広報だけでやるというだけでは、もちろんいろんな場面でということはあるんでしょうけれども、出前講座的なメンバー実施に当たっての講座みたいなのはやれないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的にいろんな場面で国からの指示、そして10月1日以降の事務手続についてもまだまだ確認するところがありまして、出前講座を開講したとしても本当に伝えられる情報というのは限られているもので、実際的に個人番号カードを発行されたときにいろいろまた混乱を起こすというようなことなので、我々のほうの動きとしては個人番号カード発行後、つまり平成28年1月以降、ある程度システムが動き始めたならば、説明とかそういうような機会を設けてもいいのかなというふうには考えております。ただ、今のところは積極的にまず1月までに町民の方にとすることは予定はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） その際に、通知カードが送られて、これからICチップを埋め込んだカードが必要になりますというような文面が届いたとすれば、よくわからないので申請に来たという、申請と説明を求めに来たという人がふえるということも予想されるのではないかと思うんですが、その分のお考えはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） きのうも答弁を申し上げました。来月、10月6日以降に各家庭に通知カードが来ます。その中には8枚ほど説明用紙が入っております。かなり小さな字での説明用紙です。ですから、やはり議員ご指摘のような形の混乱、理解不足、こういうよ

うなものがあるんだろうと。つついもう出してしまったと。そして実際的に平成28年の1月、個人番号カードに切りかえた場合、いろんな手続の中でやはりわからないとかいろんな形でまごつく場合も想定されると思うので、1月以降の町民環境課、槻木事務所の職員は大変な対応をせざるを得ないんだろうというような、ちょっとその辺は危惧しているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） おっしゃるとおり、職員の皆さんに対しては新たな守秘義務が加わりますし、手続の煩雑さを含めれば新たな仕事が入るといえるのは間違いありませんが、ただその分制度自体がそもそもどの年齢層であっても個人が管理しなくてはならないというシステムになっているので、その辺の部分は丁寧に説明をしていただきたいというふうに思います。

そういった手続関係を当面進めておられるということをまず確認した上で、ただリスクの問題で実際どうなのかということをお伺いしたいと思います。当然現時点での町側の答弁では、これなんかに出されているリスクについての例えば罰則の強化でありますとかいう部分があるんですが、ただ今回の制度においてこれで解消できるかといえば極めて疑問な点が数多くあるんです。実は同様の制度をやっている自治体というのはないので、日本で初めて導入するわけですから、どうしても国際比較になってしまうんですが、同様な制度をやっている国ということについては認識しておられますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 総務省からいろいろと資料はいただいております。イギリスとかは既にやったんだけど、情報が漏れているということで廃止をしたりとか、やっぱりいろいろ国に応じて、それを導入はするけれども実際ここまでというか、税の部分はしませんとか国によっていろいろ特徴があるのかというふうには理解して見ていました。ただ、日本のやっが本当に全てというようなものですから、本当に世界で初めてというようなシステムだという認識はしています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） おっしゃるとおり世界各国でいろいろやっているんですが、特にドイツなんか納税者番号制度ということで限定したやり方、逆にアメリカは社会保障番号制度で、当然社会保障関連や税金などもあったり、あと預金情報やクレジットカードの情報まで一括管理しているというようなシステムがあります。それから、お隣の韓国もアメリカと同様の制度があるんですが、ただ問題なのはこれらの諸国、特に情報が集約されればされるほどトラブルや犯罪率が高まっているということです。お隣の韓国では、情報が大量流出して、トータルで、

延べの人数ですから多分国の人口より多いんでしょうけれども、2億3,719万人分の情報が漏れて、しかもその中には現職の大統領の朴槿恵の情報や、それから国連事務総長の潘基文の個人情報まで含まれた情報が漏れたというようなことでありますとか、あとデジタルデータになっていて、情報管理が非常にずさんなところがあるということで、例えば皆さん記憶に新しいと思うんですけれども、韓国の貨客船が転覆事故を起こして高校生が大量に亡くなったという事件があって、あの後でかなりの部分、韓国の官僚の中にモラルの低下と腐敗があるということが全世界に明らかになったんですが、それがこの部分でもあらわれていまして、かなりの部分、公的などところからの公的情報が漏れるといったような事案が後を絶たなかったそうです。それから、アメリカは実は個人の番号制度については1936年、ですから戦前からずっとやっているんですが、以前から成り済ましなどの犯罪というのは後を絶たなかったわけですが、パソコンやインターネット技術が発達し、デジタルデータの集約が進むにつれて、被害件数が飛躍的に伸びて、今成り済まし犯罪は年間900万件だそうです。アメリカの政府はもうお手上げで、この制度を維持したままこの犯罪をなくすということについてはほぼ不可能であるというふうに言われているそうでもあります。

こういう部分を見ても、かなりのリスクを伴う制度で、先ほどの平間課長の答弁にもあったとおり全てを寄せ集めるといふ日本のやり方というのは現状でもリスクがかなり高いというふうに言えるんですが、そのほかに直近で言うと6月に年金機構から大量の情報が流出したということで、信用が失墜している中でこの制度開始なので、その部分についても大きくリスクがプラスされたというふうに言わざるを得ないと思います。

それで、もう一つ確認をしたかったのは、年金の情報流出を受けて、総務省が調査した結果、情報保全対策でマイナンバーを始める前に対策が済んでいない自治体が全国で一、二割あるということを総務省が答弁しているんですが、要するに情報の基幹部分と、それからインターネット接続がある情報系部分で、それを分離しなさいということを指示されたみたいなんですけれども、ただそれができていない自治体があったということなんですけれども、柴田町はどうだったでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） その辺は分離はきちんとされています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） であればいいですけれども、わざわざ総務省は10月5日まで期限を延ばして安全対策をやれと。安全対策をやらない場合にはその自治体はマイナンバーの制度に当面

入らないでもらうというふうな答弁をしているそうなので、その部分は混乱は招かないかというふうには思いますが、要するに現時点で情報漏えいのリスクというのはさまざまな場面が考えられるわけです。今回の場合には、きのうの斎藤議員の質問にもありましたとおり、個人と税務署から付番される法人にかかわるところ、そこに個人情報が集約されるわけですけれども、その点でどの段階でどういう経緯を経て情報が漏えいする、あるいは犯罪に利用されるかということも含めて検証がされ尽くしていないということがあります。その部分では、例えば町自身の今後の対策として考えられるのは、例えば情報漏えい事件があった場合に当然町のサーバーなりのところに犯罪捜査が及ぶなんていうこともあり得ると思うんですが、そういう想定はされているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 現状ではまだそこまでは想定しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） では、そういう部分も含めてこれからのリスク管理と、先ほどは賠償の話なんかも出ておりましたけれども、情報がどこから出たかにもよるんでしょうけれども、ただ個人が被害を受けた場合に賠償が公的に運用しているところに向くというのは当然考えられることで、その賠償責任を負った場合に賠償金は町の税金から出るとかどうかなんていうことにもなりかねませんので、その部分も含めてリスク管理をしっかりとしていきたいというふうに思います。

ただ、私自身はこの制度がこのまま定着するほうに進むかどうかということも疑問視しています。先ほど平間課長の答弁にもありましたが、イギリスではICカード発行までいきましたが、制度をやめています。これも情報管理でリスクを排除できないという判断だったんでしょう。イギリスの場合には、ICチップのカードに生体認証ですから、多分指紋認証か何かをプラスしてやったんでしょうけれども、それでも結局成り済まし犯罪を防ぐことはできなかったということがあります。その部分で、今後の制度の推移は見守りつつ、ただし法定受託事務ですから進めなければならない部分は進めなくてはならないので、その部分について町として非常に慎重さと、それから細心が求められて、だからこそ余計職員にも負担がかかってしまうというふうには思うんですが、その部分で特にこの範囲内で情報漏えいや、あるいは個人の権利を守るという点での観点が必要だというふうに思っています。確認ですけども、個人情報の最終的な管理責任というのは、最初の質問の意図とちょっと違って、最終的に管理するのは個人なのか自治体なのか国なのか、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 個人番号カードの最終責任は国です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） だとすれば、当然賠償責任も含めて今後のマニュアルの中では国に対する賠償責任も考えていただきたいということなんです、ただ進める国に対してきちんと情報を持っていないと、個人もまた情報を守る意味での意識、それから知識を持つことはできないというふうに思っています。先ほど来言っているとおり、さまざまな広報でお知らせしたり、あるいは講座をするような場面というのも考えてほしいとは言っていますが、その点で現時点で可能な方法というのはきちんと広報されているかどうかという部分です。一つはICカードを発行する際、これはあくまでも個人の申請ですから、現時点では必ず全員が申請しなくてはならないというふうになっていないはず。その時点で、現状の制度のままだとICカードをもらわなくても通知カードと、それから先ほど来挙げているパスポートや保険証や運転免許証などと併用して、個人の情報を得るといえるか、要するに少なくとも行政などのサービスを受けることができるというふうにされているんですが、その辺について、この政府のパンフレットだとほぼ触れられていません。町としてどういうふうに広めていくのか、広報するのかということ伺いたいと思うんですが。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それが一番問題です。というか、国自体から実際的にはこのような冊子をいただいていますけれども、その冊子の中でもまだ情報が不十分。それを全戸に1枚物のチラシに集約するというのもまず到底難しいだろうというようなところ。今回、国のほうでは先ほどお話ししましたように10月6日以降に各家庭に通知カードを差し上げるという発送事務が発生します。その中に8枚つづりの説明書が入ってきます。そこでしかも各個人は判断できないというような内容です。我々のほう、これから周知徹底しようとしても、なかなかやはり現実的に現物がそばにないと理解もできないのかというふうにも理解しておりますので、まず10月以降の対応というか、その内容にも応じて窓口での対応を強化しなければならないのかという場面も考えられます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） これからということなんでしょうけれども、ただ、今、申請をしない、ICカードを持たないという選択肢は国民に与えられていますので、そこについてはきちんと留意をした上で、混乱を来さないようにぜひ対応していただきたいということを要望しておき

ます。

それから、マイナンバー制度について国のほうは今マイナンバーでリンクをするというふう
に言っているもののほかに、独自に自治体で上乘せ、あるいは横出しのサービスをやること
を推奨しているというふうに思うので、その点について町のお考えを伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 将来的にはそういうような形でサービスの向上は図りたい
というふうには考えておりますが、今のところはまず社会保障、税、災害対策、この3点の
国からのシステム改修に基づく制度の中で実行していくということに今全力を尽くしている
ところです。追々、後日改めてそういうようなところの横出し等も、近隣の市町との足並みも確
認しながら進められればというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そこで、やっぱり私が懸念するのはリスクの問題なんですが、そういう
さまざまなサービスがリンクされると、その都度その都度パスワードが設定されて、認証作業
も必要になってくるわけですけれども、その際の漏えいや何かのリスクは当然高まるわけ
です、確率的に。だから、そういう部分で言えば簡単に国が推奨するからといって上乘せ、横出
しを町が選択するべきではないというふうに思っています。ですから、その部分についてしっ
かり見極めて対応していただきたい。できるのであればこれ以上ふやしてほしくないというの
が私の考えです。その意味で、今回のマイナンバー制度、何でこんな穴だらけな制度を今すぐ
やらなければならないのかというのが率直な感想なんですが、国の制度として来ているので、
まず町としては国民の個人情報を守ることと、それから一人一人の町民が個人情報を自
分でも防衛するというようなところで、ぜひ手助けになるようなことを眼目に置いて、作業を
進めていただければというふうに思います。その点で、これからの作業量を考えると非常に心
苦しいところです。特に町長の午前中の答弁でも指摘されていましたが、心理的な負担も含め
て職員の皆さんにさらなる負担をかけることになるとあって、さらなる努力を求めるとい
うのは非常に心苦しいんですが、ぜひとも今挙げたような町民の個人情報を守るという観点を忘れ
ずに進めていただきたいということを要望したいと思います。

それと、これからのマイナンバーの進み方ですが、国の方向性としてはさらにさらにマイナ
ンバーに情報集積を拡大したいという方向性が見えてきています。先日、国会でマイナンバー
の中身を拡大する法律が通りました。ちょっと安保保障関連の法制の審議の陰で余り報道され
なかったんですが、預金などの情報も含めて新たにここに加えるというようなことが実際に決

まっています。現状でもリスクがある中でも、官の情報であれば比較的まだいいのですが、より民間の情報が入ってくるとなるとだんだんだんだんアメリカのようなことになりかねません。構想としては、政府与党の話を漏れ聞くところによると例えばクレジットカードとか、それこそ預金口座にも個人番号を使って、全ての情報をICカードで引き出せるようにすると、番号で引き出せるようにするというような構想も出ているので、その部分については国に対して、私の立場としてはこれ以上拡大するなというのと、制度を精査して、必要だったらイギリスのような判断をしろと、中止しろというようなことも言っていくわけですがけれども、ただそれを前提に置きながらもこれ以上町独自として拡大なんかしないように、最後に改めて要望を出しておきまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時04分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番